

第二十八回 参議院社会労働委員会會議録第十号

昭和三十三年三月四日(火曜日)午前十時三十九分開会

委員の異動

二月二十八日委員大矢正君辞任につき、その補欠として山下義信君を議長において指名した。
本日委員松澤靖介君辞任につき、その補欠として秋山長造君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 阿具根 登君
理事 勝保 稔君
木島 虎蔵君
山下 義信君
中山 福蔵君

委員

有馬 英二君
鈴木 万平君
高野 一夫君
谷口弥三郎君
横山 フク君
片岡 文重君
木下 友敬君
藤田藤太郎君
山本 經勝君
竹中 恒夫君

衆議院議員

國務大臣 中山 マサ君
厚生大臣 堀木 鎌三君
政府委員 厚生政務次官 米田 吉盛君
厚生大臣官房長 太宰 博邦君

厚生大臣官 山本 正淑君
厚生省公衆衛生局長 山口 正義君
厚生省公衆衛生局長 尾村 偉久君
事務局長 常任委員 増本 甲吉君
会専門員

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選

○社会保障制度に関する調査の件

○国民年金に関する件

○銀河丸遺骨取集団に対し本委員会において行つた感謝激励に対する返電の報告に関する件

○角膜炎移植に関する法律案(衆議院提出)

○予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○旅館業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(阿具根登君) 委員会を開きます。

委員異動を報告いたします。二月二十八日付をもって大矢正君が辞任され、その補欠として山下義信君が選任されました。

○委員長(阿具根登君) 理事補欠互選についてお諮りいたします。委員外転に伴い欠員中の前理事山下義信君の後任理事補欠互選を行いたいと存じます。その方法は、成規の手續を省略して、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に山下義信君を指名いたします。

○委員長(阿具根登君) 社会保障制度に関する調査の一環として、国民年金に関する件を議題といたします。質疑願います。

○山下義信君 本日は、国民年金に関する問題を議題としていただきました。厚生大臣の御所信を承りたいと思ふのであります。

第一点、今回農林共済の問題に關連しまして、厚生大臣のおとりになりました態度につきまして、まことに私も納得しがたいものがある。これは、これから御所信を承らうてみなければわかりませんが、私どもの印象としては、また、承知いたしておるところによりますと、この農林共済年金の問題につきましては、当初、厚生大臣は、これに対して了解を与えておられたのではないかと思ふ。また、農林関係者はそう言っておりま

す。また、その証拠には、言うまでもなく、この関係の費用が予算に一千万円計上されております。あなたとしては、同意しなかつたとか、承知しなかつたとかいうことは、事実としてこれは言えない。ですから、少くとも了承しておられたと思ふなければなりません。おそろしく、この当初、あなたがこれを漫然と問題においておられなかつたのは、農林共済の組合法案ができて、これに包含するものは、まあ二十万か三十万足らずのもので、

大した影響はない、これはやむを得ぬことだという程度に、軽く考えていられたんじゃないかと思ふ。それがだんだん関係者から問題にされ、指摘せられるに及んで、さらに続いては、いわゆる中政連から年金法案の提案の意図が現われた。この中政連の中小企業者の年金法をやるといふことになる。この対象者が千数百万に及んでくる。また、それらの加入者が、厚生年金に入る者が六百五十万ふえてくるということになるという、厚生年金法が空中分解する。こういうことになつてきて、これは大ごとだということになつて、今さらのごとく共済年金法に対する反対の態度を、いかにも厚生大臣が断固として反対するかのときセスチュアを示して、そうしてあなたの手近な機関を動員して、具体的に言へば、五人委員会という、非公式のあの連中をおだて上げて、そうして共済年金法案反対だといふことの大きなPRをやつて、そうして堀木厚生大臣断固として、自分も反対であるといふこととの談を發表している。にわかには強硬な反対態度をお示しなされた、われわれも、全くそうだといふ、同感の意を表明しております。そういうことをなさつた。そういうセスチュアをお示しなされたその翌日には、二月二十五日と承わつておるが、岸、赤城、堀木、この三相の會議によつて、直ちにこれがけろつと解決をつけられた。このたびはやむを得ぬことであるから、これは前例にしないということに

して了承をしたと、紙上に伝えられておるのであります。私は、この問題に對処せられた厚生大臣としての御態度は、まことに奇怪千万に考えるのであります。これは、おそろしく三者會議は、ほんの形式的にお開きになつた。結局、あなたの方の自民黨の選挙対策絶好のこれは題目なんだから、まあまあそりやかましく言うな、まあまあ選挙対策なら、それはしょうがないさ、さらさらつと、例によつて豹変をなさつて、そうしてまた再びこれを了承ということになつたのではないかと見える。これは、この間に処せられた厚生大臣としての御態度というものは、非常に私は、何と申し上げてよろしいのであります。か、奇怪千万と思ふんです。国民年金制度を愚弄なさる。この問題に對する厚生大臣としての御誠意は、全くないと言わざるを得ない。これは私の邪推でありますか、曲解でありますか、この際、この問題に對する厚生大臣としての御所信を明確にしたいだきたいと思ふ。これが第一点。

○國務大臣(堀木鎌三君) 農業、山林、漁業関係等の共済組合を作りたいというお話は承わつておりました。国民年金制度を担当しなければならぬ担当大臣として、個々の共済組合ができて参ります。これは、国民年金制度の性質上、はなはだ好ましくないことは事実であります。しかしながら、彼らが自分たちの負担を多くしても、なお、よりよき年金制度を施行したいという現実の問題が起つて参りました。

一方におきまして、こちらにおいて年金制度を、かくあるべしという具体的な案を持っておりませんときに、これを阻止すべきかどうかというふうなことは、相当考えざるを得ないことだと思つております。現に私立学校の教職員共済組合及び地方公務員の共済組合等ができた場合に、これらと密接に仕事をいたしております人々の、自分たちの相当の負担において年金制度を始めたいというふうなことも、私としては十分考慮しなければならぬ。理屈をいいますと、理論だけではない、いろいろ農林漁業の共済組合法案そのものの内容について、いろいろ批判すればきりがございせんが、大きな、大局的な立場に立つてものを考えなければならぬ。これは、山下さんもよく御承知の通り、国民年金制度をしきます場合に、これらと調整をしなければならぬことは、ひとり農協関係その他の職員に限ったことではございせん。そうすれば、私としては、これを阻止するといふ段階ではないといふふうに考えたのであります。従いまして、経過について新聞紙上伝わっている事柄がいろいろ合せられて、私が何と申しますか、いろいろ考えをふらふらしたようにお考えになるようでありまして、実は初めから、そういう根本的立場に立つて、農林関係共済組合のできまことに對しては、私としては、終始一貫そういう態度であつたといふことを申し上げておきます。

○山下義信君 よくわかりました、あなたのお考えは、あなたのお考えはもう終始一貫是認しておられる、今の御答弁では、反対じゃない。その理由とするところは二点ある。今あなたのおつ

しゃつた御答弁の、終始是認をせられた理由を二つお示しなされた。一つは、自分たちの負担が重くなつてもよき給付をするような年金法案を作るのならば、阻止する必要があるといふことが一つなんです。いま一つは、自分の方で案を持つていないのだから、これは阻止する理由がない。こゝう二つなんです。だから、紙上伝えられておる、厚生大臣談としては反対してというふうなことは、それは真実ではないので。自分の方針としては、現在の段階では、これはやむを得ないのだ、こゝういふ方針だ、こゝういふ。これは、私は今議論しませんが、質疑でありますから、驚き入つたる御方針なんです。初めて承る御方針なんらば、今後この種の案が提出いたしましても、これを阻止することはできない。また、あなたとしても阻止しないといふお考えなんです。私は、これは非常に、ただあせんとして、驚くほかはない。あの五人委員会とかいふような諸君が反対をしている。反対の声明をしている。どうあれは引つ込むものでしょうかね。やはり依然としてこれは、五人委員会というよりな形で、厚生省の一隅にあなたがとろろを巻いていゝのでしょうかね。のうのうとしておめおめとして。あの五人委員の諸君の顔が見たいです。私は、ばかな道化役者の役目をして、あなたが天下の学識経験者ですか。あなたが年金問題の權威者ですか。もう失笑にたえまけんよ。大きなこぶしを振り上げて、どこへそのこぶしをおろしたのではありませんか。厚生大臣は反対ではない、是認をするといふ方針だ、こゝういふ。ですから、こゝ

で明確になつたことは、現在の段階では、厚生年金法以上の給付を望むものは、自分たちの負担を進んでやるからというならば、どんな作つてもいい、こゝういふ厚生大臣の御方針だと、こゝういふことなんです。そゝういふ考え方で、いろいろな形態の年金法が提出いたしまして、将来国民年金制度という至上命令の、最高の目標に進んでいく上に、陣書にはさらにならない、こゝういふお考えでございせんか。

○國務大臣(畑本健三君) 今申し上げたような事柄であればこそ、私どもが、実はこの際に、早く国民年金制度のあり方というものを設定することが一番何よりも緊急である、こゝういふふうに考えまして、私どもとしては、一日も早く国民年金制度の将来の方向を立てて参りたい。と同時に、現在あります厚生年金保険制度につきましても、再検討をして参るといふことが、これがやはりわれわれのやるべき事柄である。と同時に、社会保障制度審議会の御答申も、また五人委員の御答申も、非常に精力的におやりになつて、比較的に早く出るんじゃないか、こゝういふふうに考えますんで、これは、この問題だけに限局されると、いろいろな問題が起ると思ひますが、いろいろな制度が、私自身としては、現在の社会保障制度自身もまた法的に発達して、そのうしてこれについてのいろいろな問題を残してあります。従いまして、何よりも先に、われわれの基礎的な考え方及び年金のあり方につきまして、具体的に方途を決定する。それによつて内閣が動くというふうな持っていたいものである。こゝういふふうに考えているわけでありまして、ひとりこの共済組合

の問題のみならず、他の共済組合その他のこれについて調整をしなければならぬことは、これはもう、当然なんでありまして、国民年金の性質上当然であることなんです。私としては、その際には、これらと調整をする方途もあわせて御参りしたい、こゝういふふうに考えている次第であります。

○山下義信君 私は、きょうは少し興奮しまして、質問の仕方がしどろもどろで、意を尽しかねますが、腹が立つてしようがない。むかむかしてしようがないんです。それで、もう幾らこれです。あなたにやましく言うてみませんが、しかし、事態を明白にしなればならぬ。事柄を明白にしなればならぬ。事態を明確にしておくと、農林共済の問題についての御態度は、もう今質疑いたしまして、あなたの御方針には、あせんとして言うところを知らぬ。ですから、これ以上議論をする必要はない。ただ私は、もう驚き入つておる。こゝういふ問題が起きた原因は、おすね。あなたも先ほどのお答への中でおっしゃつたが、実際はですね。あなたがおっしゃつた通りなんです。正直におっしゃつた通りなんです。国民年金の制度に対する案を持つていない。持つていなかったために、阻止することができなかったんです。これは正直におっしゃつたが、私はそれは情ないと思ひます。今日まで厚生省、所管省は、国民年金制度に対する基本的考え方、御方針というものを持つていなかったといふことを、実際私は情ないと思ひます。社会保障制度の審議会の答申が出たら、五人委員会が何か言うてきたら、そゝういふものを見て、参

考にして、それから考えるのだ、この考え方ですね。厚生省の中に流れておつたこの考え方ですね。厚生大臣の持つておられたその態度ですね。一体これが、国民年金というものに取り組みますとする所管省、所管大臣の態度ですか。元来厚生省は、この国民年金に對する態度は、きわめて消極的であつて、真剣に取り組みますとする誠意は、厚生省には見られなかつた。一日一日、日にちを向うへずらして、世論がどのように要求しようと、われわれがどのように声をかきと、何だかんだ、四の五の言つて、これをずつと向うへ押しやつて、タブーにして、なるべく触れぬように触れぬようにして、何年今日まで日数を重ねてきた。社会保障制度審議会の諮問したのは去年の五月、彼らの怠慢は、私はこれは別に責めなければならぬが、この社会保障制度審議会の諸君は、一体何をしていたか。当初彼らは、この年金問題の審議を二年、三年を要すると、のんびんだらりとやつておつた。国会で声が高くなるや、急遽周章ろろばいして、何か一夜づけのものを作ろうとして、何かばたばたやつておる。五人委員会というものを作つたりして、のんびんだらり、海外を見に行くのだ、どうするのだ、そして厚生省の中核幹部は、国民年金というものは容易にやれるものじゃない。慎重にやらなければならぬのだ。二年、三年腰を据えて検討しなきゃならぬ、その言ひわけは、その理由はもつともらしい。もつともらしいが、結局、国民年金と取り組みますといふ熱意はきわめて稀薄であつた。敬遠しておつたのです。拙速をやれば失敗する。イギリスがどうのこゝうのと、く

だらぬへ理屈を並べたてて、真剣にこれと取り組もうとする熱意は寸毫もなかった。だから、厚生省としては、国民年金制度に対するところの構想もなければ、何にもない。なかったのではありません。驚き入るのはおかしい。私どもは、おなじみのあなたの方のお役所であり、大臣ですから、こういうことはとくに知っておつたんでありますけれども、黙して、じつと忍耐して、あなたの方の作業の積極的にお進みになるのを待つておつた。何ですか、今日までの態度は。そうしてですよ。一國の總理大臣も厚生大臣も、この国民年金制度に対する何らかの構想も持つていないといふことは何事なんです。審議会の答申が出たら、五人委員会が何とか口上を並べたてたら考えてみる。彼らは彼らでいいじゃありませんか。あなた方はあなたの方で何らかの構想を、總理大臣としてはこういう構想を持つておるのだ。厚生大臣、君はどう思うか。厚生大臣としては、僕はこういう大體の構想なんだが、おれはこういう方針を持つておるのだが、事務当局にも検討させておるが、審議会が何らかの参考案を出したら、これは参考にするけれども、厚生大臣としてはこういう方針だといふことが、少くともあなたの方としては、独自の御構想といふか、お考えがなくてならぬ。何にも無方針で、無構想で、何にも考えがないのだといふことではないはずであります。私はそう思う。實際に作業をお命じになるのでも、おれはこういう構想なんだ。この国民年金制度に対して、堀木厚相はこういう構想を持つておる。これを骨子にして作業を進めろ。こういう御指示をなすべきだ。あ

るいはなされておるのかも知れませんが、けれども、ですから、何らか案を持つていないといふことが、今日この国民年金制度が、世論がやかましくても、一歩も前進する見込みもないし、様子もないし、そういうこの種のその進行を、何といふか、攪乱するような各種の案が他の方面から出てくるこれが最大の原因なんです。しかし、こうなつて参りますと、国民年金制度が国会でも議論され、あなたもしばしば御答弁に相なり、御声明に相なつて参りますと、お考えがあるのだらうと思ふ。私は、この際、厚生大臣としては、国民年金制度に対してどういふふうな基本的なお考えを持つておいでになるのかといふことのもしお考えがあるならば、この際、お聞かせを願ひたいと思ふのです。

○國務大臣(堀木三君) 年金制度を

創設することが非常に重大な問題であり、その基礎的な諸材料の合理的な検討といふものが積み重ねられなければならぬことは、これは、誰よりも山下委員が私は御承知のほどだと思ふのであります。従ひまして、何と申しますか、私どもの準備が御期待のように進まなかつたといふ点については、これは、私も十分おしかりを受けることはよくわかります。わかりますが、しかしながら、この制度を創設するのに、ある程度の時間をかけていただかなければならぬことも、これは、山下委員がよく御承知の通りであります。大體二年間の準備期間といふものは、率直に言つて、これだけの制度を創設しますのには、私は、最小限度の期間じゃないかろうか、こういうふうにすら考えております。まあしかし、私自身、今申

し上げましたように、こういうふうな状況になつて参りましたときに、われ自身が具體的な構想を持たないでいるといふことがすべての根幹である。で、ああも考えられる、こうも考えられるといふことだけでは、どうもこれは、現実の問題に処して参るわけには参りません。従ひまして、私としては、まあ率直に申せば、相當基礎的な資料といふものができて参りました。しかし、まだ足りませんが、それよりも早く、具體的な構想の上に立つての資料を取り上げて、そうして準備を急ぐといふことも、私は、準備準備と言つて、ただ、いろいろな學究的な基礎資料だけをとつておる外國の制度だけを比較して考えておるということだけでは許されない事態である。従ひまして、いろいろな具體案を作つて、いろいろ御批判を受ける方が、かえつて事務を進捗するのにならうかといふふうに考えまして、最近には、事務当局をそういふふうな観点から物事を指導して参つておるような次第でございます。

しかし、それだからといつて、お前はいろいろ考え方を持つておるのだと言われるのは、今の段階では、私は実は差し控えたいと思ふのであります。五人委員の方、すでに相當の構想がまとまつて、そう遠くないときに、自分たちの考えができるようでありまして、それから、社会保障制度審議会の方も、今、山下さんのおつしやるように、相當答申を急いでおられるといふふうな状況でございますので、私は、何と申して、あとでまた、お前ふらふらし

イギリスに行きませんからわかりませんが、ただ文獻に見るだけですが、イギリスの年金制度の検討に三年要した、どこでは四年を要した、数年を要した、日本だつて二年を要するだらう、その二年、三年は、いまの審議会とか五人何とかといふようなものが小田原評定をやるような、ああいう審議で二年、三年日子を要したのであります。イギリスの年金制度に三年を要した、その大半は、皆ことごとく一定の構想の方針のもとに、アクチュアリーが詳細な保険数理の計算をするのに要した時間なんです。この審議に一年も二年も、のんびんだらりとお茶を飲みながら、ああでもない、こうでもない、議論に堂々めぐりして、一年も二年もかかつた國がどこにありませんか、あつたら、一つ出してごらん下さい。今日においては、日本の国民年金制度は、大體の構想をお示しになつて、A案でもB案でも、大體の方針をお示しになつて、アクチュアリーが作業する段階です。のんびんだらりと議論に日を重ねておる段階では私はないと思ふ。諸外國が要した日数は、そういう審議に要したのではございません。あなた、今日大體この方針で行こう、被用者保険と一般國民との二本立てで行こう、適用範圍はこうしよ、あるいは保険料はこういふ方針で行こう、何の方針で行こう、こういう大體の方針を示した

ことは覚悟いたしますが、もうそういう段階になつて参つておりますので、私自身が考えているようなことをこの際に申し上げる段階ではない、こういうふうにお考えますので、しばらく御猶予を願ひたい。またお前そんなことを言つて、答申と、五人委員会のかきに隠れるのじゃないかと云われるかも知れませんが、まあ私が厚生大臣であります限り、この問題は、精力的に取り組んで参りたい、これは、御約束することができると思ひます。私自身がこの問題に取り組み限りにおいては、今回こそ、国民年金制度については、自分としての構想をはつきり立てて参りたい、こう考えておるような次第でございます。

○山下義信君 堀木厚生大臣、練達堪能な、しかも、有教な政策マンとして名のあるあなたが、国民年金制度に対する一つの構想、お考えのないはずはない、私はそう思う。しかし、今はそれを言う段階でないといふことは、これはあなたのお考えですから、私は強要する必要はありませんが、しかし、今日において、ある程度の、大體のあなたの所信を表明なさる機会は今他にないのではないかと思ふ。絶好の機会であると思ふのです。世論が高まつてきて、所管の厚生大臣が一体どういふ大體の方針を持つておるのだらうといふことを聞こうとする、この要求は、私は今非常に高いものがあると思ふ。しかし、あなたが、審議会の何か答申がまだ出ない先に言ふのは適當でないといふような理由で、この機会をおとらえにならないことは、私は遺憾に思ふ。年金制度の検討に時日を要しますことは、言うまでもない。しかし私は、

イギリスに行きませんからわかりませんが、ただ文獻に見るだけですが、イギリスの年金制度の検討に三年要した、どこでは四年を要した、数年を要した、日本だつて二年を要するだらう、その二年、三年は、いまの審議会とか五人何とかといふようなものが小田原評定をやるような、ああいう審議で二年、三年日子を要したのであります。イギリスの年金制度に三年を要した、その大半は、皆ことごとく一定の構想の方針のもとに、アクチュアリーが詳細な保険数理の計算をするのに要した時間なんです。この審議に一年も二年も、のんびんだらりとお茶を飲みながら、ああでもない、こうでもない、議論に堂々めぐりして、一年も二年もかかつた國がどこにありませんか、あつたら、一つ出してごらん下さい。今日においては、日本の国民年金制度は、大體の構想をお示しになつて、A案でもB案でも、大體の方針をお示しになつて、アクチュアリーが作業する段階です。のんびんだらりと議論に日を重ねておる段階では私はないと思ふ。諸外國が要した日数は、そういう審議に要したのではございません。あなた、今日大體この方針で行こう、被用者保険と一般國民との二本立てで行こう、適用範圍はこうしよ、あるいは保険料はこういふ方針で行こう、何の方針で行こう、こういう大體の方針を示した

の試案というものを示した。それについて、最近何か案を練っておられるということがあります。それは、あなたの御方針ではないのですか。

○国務大臣(堀木謙三君) 先ほどの私の御答弁に申し上げましたように、大體山下さんと同じ考え方だから、論議に目を奪うよりも、いろいろな具体案について、実際にアクチュアリーがそれに従って物事を研究していく、そして原則に立ち返ることも必要じゃないか、そういう一方的な調査のやり方です。と、かく調査、調査に目を送るという傾きが日本ではできてくるというので私が言ったと申し上げたのです。が、これは山下さんのお考え方とは方向は違わないと思うのです。

実は、決して厚生省の事務当局も、全然考え方がないわけでもございませ。と同時に、御承知の通り、五人委員会は、やはりいろいろな統計を必要としますし、従って、私どもの方という根本的な話し合いもできて参る。また、社会保障制度審議会の方向的な考え方というものは、ほぼ私どもとしては推測できるというふうになります。ならば、ここに私どもの考え方をまとめなければならぬ。この間新聞に出ましたのは、今まで事務当局が考えておる各種の案を私が取り寄せて、検討をし始めたところでございます。段階としては、そういうところでございまして、で、そういう席上で、私が責任のある、堀木構想はどういうものかというのを申し上げるのは、やはり少し早いんじゃないか。もう少し時期を待たして——まあせつかくの機会、当然社労の常

任委員会においてそういう考え方を述べさせていただくことは、私としても好むところでありまして、今の段階では、私はまだ差し控える段階ではなからうか。決して私、何と申しますか、奥歯にもののはさまったような言い方をしておるわけではございません。其、実今、そう考えておられますので、いまだ少し御猶予願いたいということを申し上げる次第であります。

○山下義信君 社会党は、昭和三十四年度から国民年金制を実施するという案を持っております。これは、天下に公表しました。ことに同僚藤田藤太郎議員は、その中心になって努力してもらったのであります。社会党は、昭和三十四年からこれを実施するのであります。あなたの方の自民党政府は、三十四年には間に合いません。いつのことになるかわかりません。御検討もない、案もないようであります。私も、今のお話では、三十五年にも三十六年にも、とうてい実施のできそうなお見込みはないようであります。その辺の何か御見当でもお持ちでございませうか。

○国務大臣(堀木謙三君) 社会党の案というものは、私拝見しまして、自身考えておるところであります。しかし、ともかくもこれについて、私どもがいろいろ御批判する必要もないことだと思っております。ただ、五人委員を置きまして、私どもの方として、これに照応して、事務的な仕事を相対して進めておられますので、私どもとしては、これは、割合に早く具体的な構想がまとまり得るのじゃないか。うか、こういふふうに考えておるのではありません。むしろこれは、言うまでも

ないことではあります。やはり何も、国民年金制度自身が、国民の所得、経済の繁栄というものと離れたものじゃないと思いませんか。そういう問題もあわせて考えて参ります。相当困難な問題はありますが、私が厚生大臣でいる限りは、できるだけこの問題と早く取組みたい、決してじんぜんを送りたくない。これはもう、山下さんよく御承知だと思っております。少し急ぎ過ぎるくらい、私としては物事をやっただ、厚生省の体制もそれに照応したもので、第三者からごらんになっても、なるほどあそこまでやっておるのかと言われるようにいたしたい。今、せつかく努力中でございませう。

○山下義信君 社会党の国民年金制案を御批判下さつてようございませ。御批判いただきませう。また、ディスカッションいたしましてよろしゅうございませ。私は、この際、現在の厚生年金法について、改正の御意思があるかどうかというのを承わつてみたいと思つたのです。これは、先ほどおっしゃいましたが、今の厚生年金法をこのままにしておいて、中政連の問題が出たとしても、これは阻止するところでは、政府案じゃないのだ、議員提案だから、われわれの周知するところじゃない。こうあるいは逃げ口上ができるかもしれない。これは、出てくることは必至であります。これは、厚生年金法の改正をお急ぎにならなければ、どんなことをおっしゃつても、理論的にはそれを阻止することはできません。それとも、厚生年金法はもう何も残らないのだから、これは分解して

しまつてもいいのだ、今のような各種の特長のある制度をすつとそのままにしておいて、そうしてその底流というのか、基盤というのか、共通的なものだけを一つ厚生年金法で、まあしりぬぐいするような制度に残しておくのだというお考えがあるならばともかくでありませ。厚生年金法が将来国民年金の少くとも中核になつていくという、しかも、被用者保険のこれが根本法にしていくなのだというお考えならば、当然厚生年金法の改正に手をおつけにならなければならぬはずだ。しかも、言うまでもなく、五年目に改訂をしなければならぬという時期も来てるわけでありませ。この厚生年金法の改正については、どういふふうな考えを持っておりますか。大体どういふ点を改正しようかと企図しておられますか。また、この国会に御提出になりますか。あるいはまた、この国会には間に合わないで、次の機会に御提案の御意思でありますか。大体のお見通しは、どういふふうな考えておられますか。これは非常に重大であります。厚生年金法に對しまする厚生大臣としての御所見は、影響するところ大であると思ひますから、でき得れば詳細にお示しを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(堀木謙三君) 現在あります厚生年金制度につきまして、率直に言つて、私、最近に、改正をすべしという考え方で、事務当局に命じたところでございます。先ほどお話し申し上げましたように、国民年金制度を創設するに當つて、さらに現在の厚生年金保険制度を再検討しなくてはならぬというところから、再検討をすべしというふうな考え方で、事務当局に今検討を

命じたところでございませ。今のところ、時期的に本国会には私は間に合はぬと思ひます。しかし、これもどうしてもあわせて再検討しなければ、国民年金制度創設に對しての考え方と一貫したものではないならぬのじゃないか。ことに千万人余に及びます現在の厚生年金保険制度というものをどうしても根幹に考えて参りますとすれば、当然のことではなからうか、そう思つて、命じておるような次第でございませ。

○山下義信君 何もお答えになりませぬ。ことさらに御答弁はないようであります。大臣の忙しい時間についてお尋ねするのでありますから、こまかいことは、事務当局の答弁は、私は求めないでいたのであります。厚生年金の改正の問題点について御答弁のできます事務当局は、出席しておられますか。どういふ点が問題点で、どういふ点を検討しているかというこの御説明を願ひたいと思ひます。この席には、太宰官房長が出席しておる。黒木企画室長が出席しておる。栃本年金課長も出席しておる。そのうちで、だれが主管しておるか。だれが国民年金制の問題と取組んでいるか。取組んでいる人の御説明をわすれたい。

○政府委員(太宰博邦君) ただいまのところ、国民年金制度の準備と申しますか、そういう事務は、官房長の企画室が大体中心になつてやつておりますので、便宜官房長の私から御答弁申し上げます。ただいまの厚生年金保険法の改正に當つての問題点というより御趣旨でございませ。先ほど御指摘になりましたように、これは、年金保険法の入

十一條によりまして、五年目ごとに料率の再計算なり、財政関係の再計算をしなければならぬことになっております。その時期が大体明年になります。従いまして、私どももいたしまして、明年の国会には、法律改正というような御審議をわすれなければならぬものと考へまして、ただいま事務当局の方で、そのいろいろな点について検討をいたしておるわけでございす。まだ大臣まで申し上げませんが、に至っておらないのでございすが、いろいろその際に、国民年金制度の方の構想も固まつて参ることと存じますので、それとの見合いの点も、当然検討しなければなりません。そういう点なども頭に入れないが、考へておる次第でございす。

厚生年金保険法の改正それ自体は、保険局の所管でございすので、私から詳細を申し上げることもあつたは不可能かと思ひますけれども、やはり問題点として考へられますのは、その第一は、適用範囲を、ただいまの指定の分からこれを拡大するといふようなことについて、どこまで拡大できるか。あるいはそういう方法はどうなるかといふような点が第一の問題点であらうと思ひます。

それから第二には、給付額の問題でございす。御承知の通り、ただいまは、定額分として二万四千円、それから報酬比例分というものがそれに付加されることになっておりますが、この両者の関係等につきましても、検討を要する点が出て参らうかと存じます。

それから、第三の点につきましては、この標準報酬のきめ方の問題でございす。現制度では、最低限は三千

円で、最高限が一万八千円であつたかと思ひますが、これは、御承知の通り、健康保険などの間には、バランスのとれないほどの大きな開きがあるの、このきめ方を一つ検討しなければならぬのじやないか。

それから、その次の第四番目の段階におきまして、料率の問題でございす。現在は、まあ第一種の方が千分の三十といふことは御承知であります。これは、このままではとうていいくまいと思つておるのであります。それをどの程度にまでこの料率を引き上げることが可能であるかどうかといふような点につきまして、問題点があつるかと思ひます。

あるいは、ちよつと若干漏れた点があるかと思ひますが、その辺が、年金保険法の改正に當りまして、私どもが具体的につかまへなければならぬ問題点であつるかと思ひます。

○山下義信君 きよは、国民年金問題を議題にしていただきまして、当局の所見を伺うといふことの予定で、すでに十日以前から決定せられていふかと思ひますが、当局の私どもの質疑に對します御答弁の態度は、きわめて誠意のない御態度である。真剣に、われわれとともに、国民のために意見を交換しようといふお考えが寸毫もない。厚生大臣も、厚生省当局も、全く御誠意のない、これは、私の質問の仕方が悪いから、そういうふうな御態度に出られたのかもしませんが、御誠意のない態度であると思ひますから、質問はやめます。いたしません。

しかしながら、一言言うておきます。愚弄しておるです。実にけしからぬ態度をおとりになる。私どもも、新

国会以来ここに議席を續けております。終戦以來十数人の厚生大臣を送り迎へましたが、あなたのような誠意のない厚生大臣は初めて見た。戦後最悪の厚生大臣だ、失礼ながら。先般健康保険の三十億のときにも申し上げた。全くこの社会保障制度を踏み上げた。あなたの在任中、一点のプラスもわが国の社会保障制度にはしない。そして今度のごとく、混乱に陥れて、実に最悪の厚生大臣をここに見る。私は、日本の厚生行政の上に実に不幸だと思ひます。質問をやめます。このあなたの答の態度は何ですか。失礼千万だ。あなたも議員の一人でしょう。私どもは何のうに、ただ単に、一片の道徳説をもつて質問をしておりませ

ん。私も、調べるだけは調べ、検討するだけは検討して、あなたの御答弁を深く傾聴して、実のある検討を進めたいと、私どもは、足らずながら、熱意をもつて伺うのです。愚弄しておる。他日あなたの責任を追及します。そういう態度で、あと何カ月その任におとまりになるか存じませんが、私は、あなたの責任を追及します。こういう厚生大臣を一日でもその地位に置くことは、国民の不幸だ。寸毫の誠意も認められない。何ですか、今までの御答弁は。あなたはそれでも、良識のある、良心のある、まじめな政治家ですか。何ですか。こういう厚生大臣を見たことがない、歴代の厚生大臣で、まじめに答弁をする。ごまかしばかりじやないですか。健康保険に対する国庫負担もごまかし、医療費の予算措置もごまかしだ。うそだ。あなたが国会で答弁していることはうそだ。出している資料もうそだ。事実を明らかに

して対決しようか。医療費の八・五%の予算措置をしていふこととはうそだ。うその数字を出している。私は、席をあらためてお尋ねするときもあらうと思ひますが、そのときに明らかにしますが、ごまかしばかりやつてい

る。今回の農業共済の問題でも、何ですか、あなたの態度は……。初めから了承しておるのじやありませんか。いかにも反対するかのうとくに、いかにも国民に對して忠実であるかのうとくに、声を大にして反対しているかのうとくに宣伝しているが、終始一貫したことは一つもありません。委員会に臨むや、答弁もでたらめな答弁をしている。なぜ、もつとまじめにこの委員会を尊重なさるぬのですか。一言忠告しておきます。

○國務大臣(堀木謙三君) 大へんおしかりを受けましたが、私は、委員会を愚弄した覚えはございせん。そういう個人的な御批判については……。○山下義信君 個人的じやありません。厚生大臣としてのあなたの態度を責めていふ。

○國務大臣(堀木謙三君) 私は、決して愚弄したことはございせん。また、年金制度についても、真実を語つていふだけであります。あなた自身もお認めになつていふように、準備段階がそこまで行つてないことは、あなた自身もお認めの通りであります。そういうふうなお考え方につきましては、それは、御批判は自由であります。私自身は、うなずくことができないといふことをはつきり申し上げておきます。

○藤田藤太郎君 私は、厚生大臣に開きたいのですが、内閣の一員として厚生大臣はおられる。岸さんは、盛んに貧乏を追放すると言つてゐる。厚生白書を見ると、千百十三万のボーダーラインがある。一番肝心なのは、年金制度と医療制度の確立じやないか。これをやらない限り、貧乏もなくなりぬ、生活に苦しい。宣伝だけで事を終つて、具体的に厚生行政でこの問題を取り上げていくという構えがない。今は審議会にかけている、こういうことをおしやいますけれども、實際にもつと積極性がなければ、私はこういうことはできないと思ひます。私、先日この委員会、年金の問題の資料を要求いたしました。もつと資料は何ですか。年金の資料なんて、何にもないじやないですか。審議会におまかせしていただければ、それまでかもしませんけれども、厚生行政を担当して、千百十三万のボーダーラインを出している厚生白書に書いておる。年金の問題の資料は私に要求いたしました。もつと資料は何ですか。年金らしい資料は一つもないじやありませんか。私は、厚生大臣以下厚生省の怠慢を非難したい。山下委員に就いて、私は非難したいと思ひます。

○國務大臣(堀木謙三君) 私ども自身、従来よりのこの年金制度について、準備の問題でおおむねなるのは、私もある程度受けます。しかし、私、厚生大臣になつて半歳、医療費の問題一つをとつても、六年間かかつた問題であります。少くとも私は、わずか半歳の間に、何とか一歩でも前進いたしたいといふふに、解決に努力いたしたい。今国会におきまして、その関係予算及び法案を準備いたすような状

況になっております。国民年金制度についてのおしかりは万々だと思ひますが、これだけの重大問題を、半蔵やそこからで、私に具体的な答弁をお求めになること自身が非常に無理でなからうか。私は、一つ一つ物事を片づけていかなければならぬと思ひます。私自身もそういう趣旨で、今後は、国民年金問題と、私の寿命がある限りは取組みたい。むろん非常に悪い厚生大臣かもしれないませんが、任を厚生大臣に受けております以上は、全精力を上げて、この問題と今後取組みたいというふうな段階であります。従ひまして、これはもう、うそも隠しもない、事実その段階なんです。私にそう一ぺんにみんな解決しろといつても、事実これは、現実の問題として不可能でございます。また、財政的な問題自体も、責任者として考慮しなければならぬことも当然であります。それらの点については、今後私としては、全力をあげて年金制度については検討を進めて参りたい、こういうことを申し上げるよりほかはないと思ひます。

○藤田藤太郎君 大臣のおっしゃる気持は、私はわかると思ひます。一生懸命やりたいという気持はわかる。しかし、半蔵になったと言われまますけれども、それでは、われわれ議員が今の政府の政策とマッチして……厚生年金というものは、もう国際的にとれだけ進んでいくかというところは、よく御存じだと思ひます。または、今の千百十三万のボーダー・ラインをどうしていかうかというところは、医療制度と年金制度の二つだと思ひます。これが確立しなければ、貧乏人なんてなくなるんですよ。それに、出てきた資料は何ですか、これ。

○藤田藤太郎君 それは何号ですか。
○政府委員(太宰博邦君) 百二号の方です。
○藤田藤太郎君 四十八号はどうですか。
○政府委員(太宰博邦君) 四十八号は、今ちょっとあれですが、これは、ゼネバカフィラデルフィアのあれですか、ちよつと資料を今持ち合せていないのですが……
○藤田藤太郎君 一九五二年です。
○政府委員(太宰博邦君) ちよつと資料を……
○藤田藤太郎君 私は、もう一つお尋ねしたい。国際的に、年金制度というものをどういう工合にやっているか、この資料については、私は資料を要求したのに、出てこないのです。どういう工合に今の国際的な、年金制度を、老後を保障するという具体的な行政の問題を、各国がどうやっているか、このことをあらまし一つお答えを願ひたい、事務当局から。

○政府委員(太宰博邦君) 諸外国の年金制度の状況などについて、わが国の国民年金制度を準備いたしました際に、当然検討せねばならない事項でございますので、私の方でも、内部的に検討させております。お手元に一枚刷りと申し上げましたのは、多分その要約を差し上げたものかと思ひます。でございますが、年金制度を実施している国は、相当たくさんございまして。しかしながら、私も参考にいいたします。いろいろなものは、比較的そういう方面の制度が進んでいると申しますか、というようなどころを参考にしておられるわけでございますから、それは、英、米、仏、あるいはニュージーランド、スウェーデン、西ドイツ等であります。その詳細を今ここで申し上げるのはいかがかと思ひますけれども、それは抜きにいたしまして、各国それぞれ必ずしも同じ方式をとっておるのではないようでございます。これは、やはりその国々の置かれた立地条件あるいは物の考え方、国民感情、そういういろいろなものが集約されて、そういう制度の差となつてきていると思ひます。従つて、そういう各国の制度は、私も十分参考をいたさねばならないことは、万々承知いたしておりますが、しかし、わが国はわが国の違った情勢がありますので、それは、国民経済とか、人口の趨勢とか、あるいはこういう年金制度に対する国民の基本的な物の考え方などの程度熟しているかというようなど等をにらみ合せて、これは考へて物を進めて参りませんことには、たとえ理論的に割り切れたもので、実際にはそれは成功しない、こういうことにもなるかと思ひますので、従つて、そういう面においては、諸外国の先進国の例は十二分に参考にいたしますけれども、わが国はわが国の特殊事情がありますので、その実態というものとにらみ合せて、これまた十二分に考へながら、これを実施して参りたい。基本的には、そういう考へでこれを検討しておる次第であります。

○藤田藤太郎君 いろいろのものを考へなければならぬと言つては、何年でも過ぎてゐる。それなら何年も、貧乏をなくするといふことは、政府ではおきにならない方がいい。貧乏人は、昨年から一百万もふえてゐる。そういうことをおしやるけれども、何のかと言つて、準備は何もできていない。どれだけ審議会でおやりになつておるか知らないけれども、審議会の内容は、われわれには全然わからない。きょうは年金があるのだから、審議会の方がおいでになつて、審議会の内容をここで説明されれば、幾らかわかると思ひます。私が資料を要求しても、これだけしかない。それでは、この年金の問題を審議会でおやりになる、そのやつてゐる資料をお出しになつたらいい。これは国会です。そういうことは知らぬ顔をしておいて、いろいろのものを検討しますと、そういうことではいかないと私は思ひます。岸さんが総理大臣になられてから、もう一年になると思ひます。この関係においては、今のようないかにしては、非常に残念だと私は思ひます。だから、これに関連して、今直ちに資料を要求しておきます。外国の一切の年金資料を出していただきたい。それから、審議会でおやりになつておる資料として作つたものを全部出していただきたい。この資料をまず要求しておきます。それから、私はお尋ねしたいのだけれども、国民年金というのは、どの角度から見ても、全国民を対象にするといふのは、これはもう、だれが見ても同じだと思ひます。この点についてはどうですか。一つずつ聞いていきたいと思ひます。答えていただきたい。

○国務大臣(堀本健三君) 年金といふ以上は、統一的であり、ここに通算という問題がある以上は、年金制度の本質上統一的でなくちゃいけない、総合的でなくちゃいけないといふことは、もう当然だと思ひます。
○藤田藤太郎君 そこで、具体的な問題となつてくるのですけれども、例え

ば、保険制度として年金制度をお作りになる気持なのか、年金税というよりな格好で、国の税金として取って年金をお作りになるつもりなのか、このところを聞いておきたい。

○国務大臣(堀内正三君) 保険料式にいくか、保険税式にいくかという具体的な問題については、今考慮中でございますが、率直に言って、今具体的に聞きを願つても、私が先ほど、それじゃ厚生大臣はこういう考えを持ってゐるんだという考え方は、そういう固定した考え方を持っておりません。いやしくも社会保障制度審議会なり、五人委員に委嘱いたしましたしてやつておきます以上は、当然私どもとして、その御答申を尊重するのでありまして、具体的に今のごとき、考え方はいろいろあるというところは申し上げられるかもしれないが、こういう委員会で決定的なものを申し上げる段階ではない。これはもう、山下委員が幾ら不誠意とおっしゃつても、ほかの方々に、私はそれよりほかない、こう考えております。

○藤田藤太郎君 私は、その点は非常に不満です。今度資料を出すときまでには、厚生省の、大まかな、大臣としての考え方を一つお聞かせ願いたい。それから、もう一つの問題、今の厚生年金は、来年度が五年目だから、どうせ改正案を出さなければならぬとおっしゃいましたけれども、今の厚生年金は月二千円ですが、調整金入れて平均三千円くらいになると私は思う。この額で、老後の保障というものができると考えるのでしょいか。これが一つ。それから、厚生年金利用者、六百万をこ

えている六十才以上の老人、相当金を持つて、ゆたかな人も中にはあるでしょうが、ほとんどの人が生活に困つてゐる。この方々の生活をどういうくらの制度を設ければ、その生活が守れるとお考えになつてゐるのか、そこを一つ聞いておきたい。

○国務大臣(堀内正三君) つまり厚生年金制度に再検討を加えなくちゃいけないというところは、厚生年金制度自身に私は魅力のあるものでなければならぬというふうに考えております。そしてその一体幾らのものが自分の老後の生活を維持できるかという問題、結局しかし、その問題が一つの大きな魅力だと思ふ。しかし、観念的には、この問題について、幾らがいいかという場合に、単純に、多ければ多いほどいいというところは言えないと思ふのであります。それがやはり、先ほどから申し上げた日本国民経済の現状なり、あるいは人口構成の将来の趨勢なり、いろいろのによつて決定されるのでありますから、ただ多いからいいとだけ私も私どもとしては言ひ切れません。そこに非常にむずかしい問題があるわけでありまして、われわれとして、ただ自身の今の考え方は、厚生年金制度自身、魅力のあるものに見えて、魅力のあるものにはいたしたい。で、できるだけしたい。可能な限りいたしたい。こういう考え方で、今再検討を命じておるような次第でございます。

○藤田藤太郎君 魅力があるというものは、私はものの言い方がどうも気に食わぬ。生活をどう守つて、今のボーダラインをどうなくし、貧乏人をな

くするかという建前に立つて年金制度というものを作つてもらなければ、私は意味がないと思ふ。そういう建前に私は立つてもらいたいと思ふ。そこで、問題はですね、この今の大臣の構想によつて、六十才以上の方々の生活を守つていくと判定されてゐるのか、どのくらい要ると判定されてゐるのか。

○国務大臣(堀内正三君) 財源がきまれば、もう大体きまつてくるのであります。まして、財源が今幾らに何しておるかとおっしゃること自体が、先ほど私が山下委員に答へてゐる点からお考えになれば、無理な御注文であるということはおわかり願へると思ふ。財源の計算はさへ考えられなかつたら、幾らでも……魅力という言葉はおかしいだそうですが、生活を守るような金額をきめることが一番いいにきまつておる。しかしこれも、国民年金制度の各国からの一つの通例的な原則というものを考へますから、全部かみ合せてものを考へるよりしようがない。一つ一つの問題でないと私は考へております。

○藤田藤太郎君 それじゃ、まあそれに関連して、無理だとおっしゃるなら、その問題は聞きますまい。しかし、私は振り返つてみて、岸内閣になつてから一年以上たつのに、年金の問題は、肝心のこの厚生行政を担当してゐるところがどういう状態で、いつの日や年金ができるであらうかという不安を持つのです。大臣は、早急にやりたい。私の在任中にはやりたいとおっしゃるけれども、私は、そのいつの日やというのを言いたくなつてしまふ。私は、根本的に一つ、大臣が積極的に今度の国会でも出すという心構へで私は作つてもらなければならぬ。ところ

が、まあことは出せん。一体審議会の答申はいつ出るんですか。

○国務大臣(堀内正三君) こういうところですか、気持ちだけ申し上げてもしようがない。私としては、むしろ他の場合にも答へましたように、一日もすみやかならんことを期待して、せつかく急いでゐるわけでありまして、実は、先ほど申し上げましたように、五人委員会の答申も、それから、社会保障制度審議会の方も相当急いでおられます。われわれは、最初に、あの審議の模様から見て、相当日数がかかるものだと考へておつたんであります。が、私自身も、五人委員なりあるいは社会保障制度審議会の年金委員長をしておられる藤林さんにお目にかかつて、最近、その審議の経過及び御答申の方向、御答申の時期等というものが、私どもの事務段階と照応してやうたいというので、御相談申し上げました。案外早く出てくるんじゃないかと。従来われわれが申し上げておりましたやうな、あるいは五月か六月という考へ方よりは早いものだ。こういうふうに私は今考へております。

○藤田藤太郎君 そこで、予算措置の問題なんです、一千八十万円ですか、これだけしかお取りになつてないんです。構想自身が、年金をやろうという構想が、三千万円の要求で千八十万円ですか、こういうことになつておるんです。私は、年金というものがいかに大事だかという問題、二本の柱だと思ふ。医療制度と年金。ただ三千万円の要求で千八百万円にとどまつた。これではほんとうに年金制度というものが、りっぱに五人の委員にまかせ

りっぱな年金ができるという、これは、予算の問題になるのですけれども、これから見ても、私は非常に疑問に思つたんです。だから、この点でですね。いまだに厚生省には資料ができてないというんだが、これは、事務局でけつこうですか、これは、どういう構想でこれだけの予算の使い方をおきめになるのですか。使われるのですか。そこを一つ聞いておきたい。

○政府委員(太宰博邦君) 三十三年度の予算の計画いたしましたしては、国民が、こういう国民年金制度を実施いたしました場合に、どの程度の繰出能力があるかというより、なにか一つでございまして。その辺に関連する調査をいたしております。それから、一度世論調査みたいなものをしてみたい。それから、国民が、こういう年金制度をアクトしたところで、みんなやつてくれという機運が盛り上つてゐることは、私どもも感じますけれども、しかしそれは、たとえば全部自分たちは出さないで、国からいただけるんだというやうな程度の甘い考へておるのか、あるいはこの繰出をこれくらいのもので、もしそういう繰出方式をとるとした場合に、それに相当の繰出をしなければならぬわけでございますが、そういうものと、それから受けつて給付との関連、そういうふうな点を突きまして、国民がどの程度具体的な知識を持つておるかというやうなものも一つやつてみたい。そのほかに、数字計算なども、ちよつとちよつとした点でせなければならぬ点もありますので、そういうやうな点も一応考へておる次第であります。

○藤田藤太郎君 今、官房長の言では、保険制度でいくのか、繰出制度でいく

のか、いろいろの構想があるが、厚生省は、たとえば離出なら離出を重点にいくならいくと、税金で、国民税として一切取るのならば取る、その構想すら大臣は答えにならない、きまつていないんじゃないか。それなら、何を基礎にしてこれだけぐらゐの費用で大体そんなことができるんですか、実際問題として。

○国務大臣(堀木謙三君) これは、離出制度を大體中心にすることは、従来の社会保障制度審議会の大體の方向としてきまつてゐるんじゃないか、私もそう考える。社会党の方の案も、離出制度を中心にしておられるようで、その点は、その食い違ひがなくていくんじやなからうかという考え方であります。

○藤田藤太郎君 先ほどのときには、一切何もノー・コメントだったが、そういう問題についてはそういうことが考えられるんじゃないか、厚生省としての態度、考え方というのは、そうするとまだきまつていないわけですね。

○国務大臣(堀木謙三君) 私がまだ全体に、基本的にこまかく方針をきめてやるだけの段階には立っておりません。

○藤田藤太郎君 そういふ段階の議論をここでせなければならぬとは、非常に私は情ないと思ふんです。一つの構想と基本方針がきまつて、計算に入る段階になつてからでも、私は相当な日にちがかかると思う。まだどつちにするか、どつちに船が向くかわからぬ状態で、これから対岸の目的地へ船をつけようという重大な問題を、早急にやりたいとおっしゃつても、実際問題としてわれわれは納得できない。だから、

私は、きょうは具体的に内容に入るのにはやめなければいけません、実際にこれは残念なことだと思ひます。今度、われわれ自身が国会で十分に検討するだけの資料をこの次の委員会にもお出し願ひするのだと思ひますから、このときに、具体的な問題について私はお尋ねしたいと思ひます。十分に一つその点は、かまえて来ていただきたい。そうしてみんながよく知つて、よりよい年金を作るために一生懸命になり、貧乏追放はわれわれ社会党も賛成でございますから、その立場に立つて、一生懸命にこの年金を早く作りたいというのを念願しておるのでありますから、そういう立場で、一つ厚生省も、今までのような態度は一つ改めてもらつて、国民年金を作るといふことに取り組んでもらいたいといふことを私は申し上げて、きょうはこれで質問をやめます。

○竹中恒夫君 私、三、四この機会に大臣にお伺ひしたいのであります。

この年金問題と医療保障の問題が、社会保障制度の二大支柱であるといふことは、今、藤田委員の言つた通りで、私も同感であります。一体この国民年金が、今、世論を調査するといふようなことを官房長がおつしやつたが、それはまあ具体的な、いろいろなことの意味だろうと思ふんですが、今さら国民の世論を調査するといふような段階では私はないと思ふ。新憲法ができまして、いわゆる基本的人権、人格といふものが、一人々々はっきりと認められたといふことによつて、親子の關係が従来の考えと違ひまして、両親が老後に對して子供にもたれかれれない。また、子供が親を扶養するよう

な義務がないといふような新憲法の解釈のもとに、いろいろと將來国民的な不安が出てくるということが、国民年金の世論の大きな原因だろうと思ひます。最近の大きな原因は、旧軍人恩給の増額問題でありまして、圧力のある組織を持つておる団体が、団体的利己的な立場において動けば目的を達し得るといふような傾向があるのですが、その際、厚生省としては、そうした組織を持たない弱い国民を救うといふことに重点を置いていただくことによつて、国民年金といふもののあり方がつきりするんじゃないかと思ふんですが、まず第一に、そうした点においてどういふお考えなのか。やはり外部の政治的な圧力なり、団体組織に屈伏したといふような形に、世論の上では、新聞論調では言つておられますが、そうしたときに、今申し上げた、ほんとうに組織のない、一人々々弱い、年金制度の一番必要な階層だけが、先ほど山下委員が言われたように、農林漁業共済組合とか、生活協同組合等も、この問題を取り上げておるようでありまして、さて、国民年金を実施したといふときには、もうちうは空っぽである。弱い者だけしか残らない。こういうことに對して、どういふ考えを具体的に持つておられるか、一応お聞きしたい。

○国務大臣(堀木謙三君) 竹中委員のおつしやる通りだと思ひます。私は、最近非常にこの年金制度といふものに對して、皆の関心が向いてきたといふことは、これはもう、地方でも、何と申しますか、わずかに年二千円くらいですが、敬老年金と申しますか、年金とはいへない程度にしても、そういう制度が各県にできてきた。それが歓迎されておるといふことを見ましても、これはもうおつしやる通り、最近の社会情勢が戦前とよほど異なつて参つております。そういう情勢にかんがみて、そういう事態が起つてくるのは、私は当然でなからうかといふことが考えられますし、ことにこの国会を契機として、国民年金について、非常に強い御要望が各方面で起つておるといふことを考えましても、これはもう、必然起つてくる問題である。そうして国民年金制度と社会保険、国民皆保険の問題と、これはもう、岸総理も言つておられますように、この二つが一番今大切なことではなからうか、こういうふうに考えられる点につきましては、全く同感でございます。

○竹中恒夫君 そうあるべきだろうと思ふんですが、そこで、先ほどその財源の問題が出たんですが、まあ責任のある立場の大臣としては、なかなかお答えにくい問題であるわけなんです。が、われわれがちょっと見ただけでも、国民年金をする場合に、かりに六十五才以上の人が五百万人、六百万人ある。これに月に千円、年一万二千円のことを出せば、計算の上だけでも六百五十億の金が必要。まして社会保障制度審議会の構想のような、月三千五百円くらい出さうといふようなことになりますと、膨大な金が必要。片や国民皆保険で、これまた五、六百億円の金は当然要るわけだ、してみますといふと、三十四年度あたりからそういうものは平年化して、かなり大きな金になるわけなんです。そこで、軍人恩給がふえてくるといふようなことで、三十四年における財政規模の拡大がかりに一千億円あるとしても、それを全部はう

り込むだけの内閣として決意があれば、私は国民年金といふものを取り上げてよいと思ふのですが、そういう決意なくして、とうていこれは実現しにくい問題である。先ほどおつしやつたやうな、年に二千円三千円程度のことになるといふことを私は憂へるわけなんです。そこで、この予算の問題はさておきまして、別の機会に申し上げるとして、その次に私はお聞きしたいことは、社会保障制度審議会とか、あるいは五人委員会とか、いろいろ委員会がございまして、この委員会の答申に對する取扱ひですね。今、大臣は、非常に委員会の意向を尊重し、あるいは先走つてはいかんといふことで、かなり御遠慮なさつた答申を山下委員になさつたのじやないかと思ふのです。これは、これは国会でありますので、そういう遠慮はないと思ふのですが、しかし、これは主観でありましますから、大臣がそうした方がよいといふことで、まさか白紙であられるわけでもないと思ひますが、非常に御遠慮した答申をしておられます。ところが、翻つて、反動的に考えますといふと、この委員会のすでになされた答申に對しては、相当遠慮どころでない。遠慮なく、無視したような結果が出てきてゐるわけなんです。たとえば、五人委員会、年金委員会の覚書によるところの農協の問題だとか、あるいは昨日も論議されておりますが、社会保障制度審議会におきましても、年金制度の問題については、農協の問題あるいは協同組合の問題、中小企業の問題とは、まづこつから反對しておられる空気といふものは、はつきり大臣もわかつておると思ふのです。ところが、実際に

おいては、一方では遠慮した発言をしなから、さてこれを取り扱う団体に対してはまづこうから、お聞きになっただけであつて、どうもそれは工合悪いといふことで、聞いたものは、詰問したものは全部採用するといふことではないが、人にものを聞くといふ限りは、ある程度の尊重した結果がそこに現われてこなければ、詰問された委員の方も今後の熱が入らんとするのです、この委員会に對する取扱いですね。これはどうお考えになつておりますか。

○國務大臣(堀木鐵三君) お説の通りに、これを積立方式で参りますと、將來の問題は、ともかく無離出の年金とあわせて年金を考へなければならぬ。そうすると、老齢者でありますとか、母子でありますとか、身体障害者といふものを考へて、そうして参りますと、相当多額の財政支出が要すること、これは予想できるわけでございます。現に月三千円ないし四千円といふものを計算しても、二千億足らずの金は要するわけじゃないかといふことがわかれておるわけでありませう。しかし、ともかく無離出といふことも考へなければ、これは国民として納得できない問題であることも考へられます。そういう点から考へますときに、相当むずかしい問題であることは、これはもう当然だと思つておられます。しかし、年金制度を始めます以上、あまりにレベ・ダウンした、低いことは、生活保障の本旨から見まして、おかしいことは当然である。やはり生活保障的な観点を考へなければならぬことは、本來の年金制度の性質上当然である、こ

う考へるわけでありませう。そこら辺が

一番、私としても、むずかしい問題が最終的に残つて参るだらうといふことは考へておるわけでありませう。

委員会の問題は、これはもう私は、できるだけ尊重すべきだ、厚生大臣が依頼いたしましてやつてゐる以上、当然これは尊重すべきはずのものであります。しかし、政治家として、現実の政治の面から、どう対処するかといふ問題から見ますと、これは私は、少くとも私どもの判断において物事を決定していくものであらうといふふうに考へておるわけでありませう。要するに、多くの場合、理想といふものは高く持たれるが、現実の政治の面から、これを一挙に達成できなければ、できるだけ努力はいたしますが、段階的なものを進めて参るよりしようがないんじゃないかといふふうに考へるものであります。それらの点につきまして、十分に五人委員会等と連絡をとりたいたものである、こゝ考へてゐるわけでありませう。

○竹中恒夫君 将来到達すべき理想的な制度を検討して、そうしてその理想的なあるべき姿の方向に段階的に進むといふことは、現実の政治家としてさうあらうと思つてゐますが、そこに問題点が出てくるわけですね。今、いろいろと、年金制度が七つばかりございませうね。恩給と、それから一般厚生年金、国家公務員だとか、私学共済とか、市町村職員とか、いわゆる公共企業体とか、七つばかりございませうが、そのものと、将来到達すべき理想の制度に持つていく道程における取り扱ひに、私は、大きな問題があるのじやないか、そこに議論が出てくると思つてゐますが、そこで、取扱い方なんです、

が、既存のそういう七つのものをばらばらに全部一たんしてしまつてやるといふことは、一番理想的だと思つてゐますね。そうしないといふ、今の制度は非常に不公平であり、不平等であるわけですね。大臣のおっしゃつたように、成立の経過、歴史的な経過とか、伝統とか、あるいは現在持つてゐる資産のあり方といふようなことで、一挙にこれを分解するといふことは困難だらうと思つてゐます。あらうと思つてゐますが、到達すべき理想としては、法の前に国民が平等であると同様に、制度の前にも平等であるといふように持つていくといふ一つの方針をまず確立してゐたいと思つてゐます。

ところで、それをする第二の段階としては、現在あるものの中で、せめてこれを同じような条件下に置くといふことですね。これも当然取り上げなければならぬと思つてゐますが、その場合に、そこへ便乗して、今、年金制度が沸騰してきた、先ほど申し上げたように、拍車をかけられてきたといふところに便乗して、新しいものは農協で打ち切つたといふことでなくして、農協そのものを、やはりこの理想的な姿に持つていくのには大きな障害になる。国民皆年金にした場合に、先ほど申し上げたように、中身がなくなつたといふことを考へれば、この際かりに予算が千万円取れたからとか何とかいふことでなくして、これはやはり阻止すべきであるといふ態度で、私は、年金制度といふものが面壁に帰する、空虚なものになつていくことを考へるわけではございませう。これは、先ほど来議論が出ておりましたので、これ以上は私は申しませうが、そういう実は大きな懸念を持つておられます。そこで、その次にお

何いしたいことは、この今七つの年金制度及び、今後また出てくるかわかりませんが、そういう相互の連絡をどう一体お考へになつてゐるか。たとえば、国家公務員であられる方が民間会社に入つた場合、あるいは私営の仕事を始めた場合等における年金の受給権の期間のつながりといふようなことについては、このままで、ばらばらであつては、国民が非常に不利益になる。この相互の連絡については、当局はどういうお考へを持つてゐるか。

○國務大臣(堀木鐵三君) 結局、年金制度をやる以上は、これは、総理も言つておられますように、相互調整を考へなければならぬ。それをやはり調整の方途を講じなければ、国民年金の私年金たる特質を失ふものだと考へてゐるのであります。そのうち一番大きな一つの問題は、やはり期間の通算制の問題だと思つてゐます。期間の通算制が、つまり結局、従来の社会保障制度審議会の諮問の考へ方は、そういう制度は、一応あるベースは国民年金にして、付加制度としてもものを考へていくけどといふふうな考へ方の方よりであります。実際問題としては、それよりほかにないかと思つてゐます。そうすれば、ある程度の通算制をそこに織り込んでいかなければならぬ問題である。結局一番問題は、その通算制に帰着してくるのじやなからうかと、こゝいうふうに考へておるよりな次第でございませう。

○竹中恒夫君 最後にもう一点だけお聞きしますが、その通算制のこと、よくわかりましたが、これに関連すると思つてゐますが、現在あります七つの年金制度の中に包含されておる人が千二

百四十五万人ばかりあるのです、全部で。これを分析してみますといふと、いわゆる恩給をもらつておる人は百四十九万人、ざつと百五十万人、公共企業体が六十七万五千であり、恩給のない国家公務員、市町村職員等が八十八万人ばかりあるのです。そうすると、合計まあ官吏の方々が三百万人以上受給されておられるわけですね。片や七つの年金が千二百四十五万人あるのですから、一般の民間人がつまり千万人残るわけなんです、この千万人の人は今掛金をかけておるだけで、現実に受給しておる者は千人程度なんです。そこで私は、なるほど今七つの年金制があるといふながら、非常に官吏が優先しておつて、千二百五十万人のうちで千万人程度、一般国民の厚生年金の受給者が千人前後だといふようなことは、非常に不公平だと思つてゐます。これは、この前、健康保険のときに申し上げましたが、すべての社会保障の考へ方の中で、官吏が非常に優先しておる。健康保険の保険料にいたしましても、受給条件にしましても、こ

ういふことは、社会保障制度を完備に持つていくといふ意味において大きな障害になる。これは、なかなか厚生大臣がお一人の力でできる問題ではありませうが、しかし、やはりわれわれがいたしますといふと、全国民を対象とした金高に少しも近づくような行方方をしないといふ、年金一つつかまえても、三百万人は現実にきつめて有利な条件下にあり、千万人は指をくわえて見ておるといふことを念頭におかれまして、将来の指針にしたいと思つてゐるわけなんです。私には質問を終わりたいと思つてゐます。

○國務大臣(堀木謙三君) ちようど今、受給資格がふえてきたのは、御承知の通り、炭鉱関係だけなものですから、非常に少い人間しか受けてない、こういう状況であります。また、その間に、経済情勢なり年令構成なりがだんだん変わってきたという情勢でありますので、今おっしゃったように、われわれが年金制度を施行いたします以上は、今おっしゃったような方法で、できるだけのことを、物事を考えて参りたい、こう考えておるのであります。

○山下義信君 堀木厚生大臣には、御退席願いたいと思ふ。

○委員長(阿具根登君) ちよつと待つて下さい。ただいままで審議の過程で御承知のように、きわめて重大な本問題に對しまして、大臣以下政府側の答弁に對しまして、非常に各委員が不満を漏らしてありますので、次回までには、この重大なる国民年金につきましまして、相当御研究願つて、基本構想等については明らかにしていただきたいと思ひますし、藤田君から御要望のありました資料につきましては、全委員に配付方をお願い申し上げておきます。厚生大臣、どうぞ御退席下さい。

○山下義信君 私は、米田政務次官に一点質問いたしたいと思ひますが、よろしゅうございますか。

○委員長(阿具根登君) はい。

○山下義信君 年金問題についての検討をする機会が、今国会ではおそろく少ないのではないかとと思ひますが、この機会に伺いたいと思ひますが、実は、種々伺いたい点もありますが、一点だけ伺つておきたいと思ひます。

厚生年金特別会計で、業務勘定の振替で福利厚生施設関係の勘定への三十三年度の予算は幾らになっておりますか。

それは、その数字の御答弁を願う前に、特に米田厚生政務次官に私が申し上げておきますことは、さいぜん、厚生大臣の答弁が十分でない、誠意がない、こう申し上げましたゆえんのもの、私が国民年金制度に対する具体的な厚生大臣の構想をここで示せたいのではありません。それは、詳細検討して、一たびその説明を、言明をいたす、あるいは答弁をいたしました影響は甚大でありますから、具体的な細目にわたつてまでもその構想を示せ、さうなことをだれが申しますか、常識で、さうなことは私は申しません。しかし、大体的構想はどういう構想であるかというのを尋ねたのです。大綱ぐらゐは答弁すべきです。それは、あなたの方には、すでに厚生省の案として、五人委員会に出している案があるのです。また、五人委員会がそれに對して一、二の意見を述べて、さらに第二次案を出すという事、これは公けになつておる事実なんです。いつも逃げ口上には、あれは事務局案事務局案と言ふけれども、事務局案とは言つても、厚生省の案としてちゃんと出しておるのであります。従つて、厚生省はこういう点を問題にして考えているのだという、大体的ことは言えるはずなんです。また、厚生年金の改正の要点でも、これもすでに、あなたの方の意向というものが大新聞の一部には出ておる。厚生省は常に、施策をするつどに、適当に報道機関を使って宣伝することは百パーセントやる。しかるに、こういう公式の席上で、新聞の宣伝には抜かりなくやるが、厚生年金法の

の改正はどういう点を検討しておるかと言へば、誠意を持つて答弁しようとはしない。われわれは、資料をここに持つてきておるのです。これら新聞の一部に伝えられる記事というものが厚生省の当局から出ておることは、明確な事実です。それを公式に厚生記者団に発表するか、あるいは厚生省の事務当局が語るかは別として、厚生省の官辺筋から出ておることは明確なんです。どういふ点を厚生年金法で改正しようとしておるかというものは、具体的にわかつておる。しかし、それは一応新聞記事であるから、公けのかような席であらためて承わらんければ、公式の当局の見解とするわけにはいかなないので、われわれは質疑をするのです。しかるに、それすらも答へようとしな

い。実に狡猾である。それで、誠意がないと言ふのです。あなた方は、ほんとうに何らの案も持っていない、何らの具体的な検討もしていないのならば、なお考案中であります、なお説明の段階ではございませんとするやうなものであります。その答弁でりつぱであります。しかしながら、すでに一部には、あなたの方の案と打ち出しておる。あるいは、改正の要点は、比較的詳細に、都合のいい宣伝はしておるのと、またまつてお尋ねするといふと、まことに不明瞭な、あいまいな答弁をするのです。こういうことは、私は誠意のある態度ではないと思ひますが、これは、政務次官としても、大臣の補佐役でありますから、私どもがどうしてその誠意がないかといふことを一応言つておきますから、御考慮を願つて、善処していただきたいと思ひのであります。

今、数字の御答弁……

○政府委員(山本正淑君) 業務勘定に福利施設としての繰り入れは、三十三年度五億一千三百万円、前年度五億八千九百万円、かように相なつております。

○山下義信君 その五億一千数百万円の勘定の中で、厚生年金病院あるいは厚生年金会館といふものにどれだけ使ふことになっておりますか。

○政府委員(山本正淑君) 年金会館の分として三億一千七百万円、あとは厚生年金病院の整備費、医療機械の購入等でございます。

○山下義信君 厚生年金病院は、何か新設する計画がありますか。現在の厚生年金病院以外に、將來新設する計画がありますか。

○政府委員(山本正淑君) 現在のところは、厚生年金病院の新設計画はございません。ここ數年來新しいものは作っていないのでございまして、既存のもの、その整備がまだ完成しておりませんので、それを続けておるやうなあんばいでございまして。

○山下義信君 將來は、厚生年金病院を新設していく計画がありますか。

○政府委員(山本正淑君) 今までのところは、大抵東京、大阪、九州と、新たに厚生年金病院を作りましたので、今日の段階においては、さういふ形のものには計画がないわけではございまして、情勢によりまして、どういふ形で年金のこいうような施設を作つていくかといふことにつきましては、今日ではまだ案がございせん。

○山下義信君 厚生年金病院のあり方並びに將來の計画につきましては、私は問題があると思ひます。これは検討しなくちゃならぬと思ひます。が、これは別の機会にいたします。問題としてここに提供しておきます。現在だけの年金病院でよろしいか、さらに増設する必要があるかといふことは、私は問題であると思ひます。私見によりますれば、増設する必要があると、私どもは考へる一人であります。検討しなくちゃならぬ問題として提供しておきます。その厚生年金会館の予算は、一昨年厚生保険特別会計に厚生年金勘定で計上し、今年度にも計上し、三十三年度にも計上されておる。総額で厚生年金会館の予算は幾らになっておりますか。

○政府委員(山本正淑君) これは、厚生年金会館の予算、実は三十三年度の予算がきまります際に、一応案があつたわけではございますが、新たに三十三年度予算におきまして総経費を算定し直しまして、総工費八億七千四百万円、かように相なつておりました。先ほど申しました三億一千七百万円も、これは三十三年度分でございます。

○山下義信君 厚生年金病院を數億の金でもつて建設し、八億數千万円の金で厚生年金会館を作るといふことは、どこで審議するのですか。だれがきめるのですか。だれがさういふことを承認するのですか。

○政府委員(山本正淑君) 厚生省といひまして、厚生省の方針をきままして、予算折衝いたして、予算に計上した次第でございまして。

○山下義信君 米田政務次官、實際は、これらの諸計画は、すなわち、いふまでもなく、予算にこれが計上されてあるのではありませんか、一般予算、特別会計予算で、予算審議で、国会の

審議を経過しておるわけなんです。しかしながら、これらの特別会計のいわゆる積立金の使用の内容というものが、自他周知のごとく、国会で詳細に論議をして、そして承認をしたという事実はいわゆる「承認」なんです。ことに保険の特別会計のごときは、一過千里で国会が審議を終了したのであります。その詳細な内容を審議するということは、実は深く触れないことが事実なんです。そこで、これらの八億幾千万円の経費を投じて厚生年金会館を作るといふことも、いつの間にかいつの間にか、どういふ構想で建てたのか、何の目的で建てたのか、どこへ建てたのかといふこともほとんど知らない。知らない間に作られてゐる。厚生年金病院とてまたしかりであります。これは、われわれも注意しなければならぬのであります。ことに御考慮を願ひなす。なすなすと思ふことは、厚生年金病院並びに厚生年金会館等のこれらのいわゆる福利厚生施設といふものの運用はだれがやるのか。厚生省がやっておる。厚生省がやっていると、ばく然と言へばそれであるが、厚生省の中のだれがやるのか。私が仄聞するところによると、これは、厚生省の中に厚生団といふやうなものがあつて、それが経営をし、計画をし、運用するといふんです。か、やつておるのではないかと思ふのですが、それはどうですか。

○山下義信君 お聞きの通りです。予算がきまつて、ものが建つておるのに、それを運営するものはだれがするかという、経営主体がきまつていないという状況なんです。実際言いますと……。しかも、今の厚生年金病院を運営しておるという、その財団法人厚生団といふものは、聞いたこともない。これは、厚生省の中のいわゆる関係団体であつて、厚生省の中で作つた団体であつて、名前はさうなつておるけれども、いわゆる厚生省の一部局と同じことなんでしょう。実際いつたら、ほんとうの民間団体じゃなくして、厚生省の中に、たださういふ名前を持つておるというだけでしょう。健康保険病院の経営主体とてまたしかりでしよう。同じでしよう。こゝういふやうなものを明確にする必要をお考えになりませんか。これは厚生省の直営じゃないのですよ。財団法人厚生団といふ名称のもとに、それが経営主体になつておるのであります。だれもこれを知らない。だれもこれを監督しない。先般労働省は、労災病院の経営主体でありました労災協会その他を、これは、よい悪いは別として、労働福祉厚生団といふものを作つて、法律で立法化した。明るみに出した。外に出した。公衆の面前にさらすやうにした。これは、政府の事務局の一部の中に、あいまいもこたる、建前は財団法人といふことになつておりました。けれども、いわゆる事務当局でどうにでもなるやうな、自由自在になるやうな一つの団体を作つて、さうしてそれに仕事をやる、いろいろやらせる、経営させるというところは、私は立法を考へる

必要があるのじゃないかと思ふのです。さういふ厚生団を作ること、厚生年金の被保険者が参加したか、相談にあつたりしたか。どういふことになつておるのです。これは、厚生年金の積立金を使つて、それを運用する団体なんです。よほどこれは考へなければならぬと思ふのです。この点を申し上げて、こゝですぐに政務次官の御考慮を承るというところは無理かもしれないが、お考えを願つて、根本的に御調査に相なりまして、りつぱな団体にするならばさういふに、公明な、明確な、公的なやうな性格を強めるやうに御研究願ひたいと思ひます。いかがですか。

○政府委員(米田吉盛君) 正直のところ、うかつにこゝういふこまかい、こまかいと言つては語弊がありますが、こゝういふ問題があることを十分承知いたしておらなかつたのであります。今御質問によつて、私初めて実は事情がわかりました。正直のところ、さういふことであります。これは十分調査いたしまして、いさしくもこゝういふものが不明のままに、やみからやみに運営せられるといふやうな体制は、根本的に改めなければならぬ。十分この点は、私責任をもちまして調査をし、大臣とともども、この点は十分責任ある処置をいたしたい、こゝういふやうに考へております。

○山下義信君 今政務次官は、大臣ともどもとおつしやいました。大臣ともどもなら、堀木大臣の退席を求めるといふやうな。私は堀木厚生大臣を相手にしない。堀木厚生大臣を相手にしない。特に政務次官に御依頼願つて、あなたにお願ひする。選挙でお忙しかもしれませんが、一つこれは、研究事項として、省議にかけたい。あなたに政務次官御在任中に御努力を願ひたい。私は、このことには触れないつもりでおります。しかし、厚生省の不誠意によりまして、こゝで問題を提起しておきます。この厚生年金会館の敷地の買収に關しまして、いろいろに世上取りざたをされております。新宿の番衆町でありまして、約幾らでありましたか、一千八百坪でありますか。この敷地を買収しておる。この買収にからみまして、世に種々な風説が流れておる。私は、昨年この調査をいたしまして、こゝういふおもしろくない風評に対して信をおかないことにして、不問に付する考へであつたのです。今日なおまた、これに對しまして、私としては風評を信じないつもりでおります。しかし、これは、公式の席上で、幾らで買つた、こゝういふわけで高かつたといふことを明確にしたい。千八百坪の土地を価格一億七千万円を出して買つたのです。これは数千万円、周囲の地価並びにいろいろ比較いたしまして計算すると、予想される地価よりは高いといふこと、これは、前厚生大臣、神田大臣の時代に買入れた土地であります。が、いろいろに世評がありますから、この厚生年金会館の敷地の買入れが、こゝういふわけで周囲の地価より高かつたのかといふことを明確に、資料を添えて、当委員会に御報告を願ひたい。私は、こゝういふことは人を傷つけることであつて、厚生省の当局に迷惑をかけることであつて、公式の席では言わないつもりでおります。しかし、厚生大臣以下厚生省の当局が本委員会に對するところの態度が極めて不まじめであつて、誠意のないこの状況にかんがみまして、かかる風説も取り上げ、明るみに出さなければならぬことを遺憾に思ひます。これは一つ、明確にしたい。その当時の前厚生大臣が、この厚生年金会館の敷地の買収に當つて行動もせられたといふことである。ともかくも、この敷地が時価より高いといふことの風評がありますから、高くないといふことの立証をして、さうして当委員会に明白にしたい。ただきたい、かやうに考へます。政務次官の御答弁をいただいております。

○政府委員(米田吉盛君) 承知いたしました。調査いたしまして、資料を提出いたします。

○委員(阿具根登君) 本件に對する本日の調査は、この程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

休憩いたします。

午後零時四十五分休憩

午後二時十二分開会

○委員(阿具根登君) 再開いたします。委員の異動を報告いたします。三月四日付をもつて松澤靖介君が辞任され、その補欠として秋山長造君が選任されました。

○委員(阿具根登君) 角腹移植に關する法律案を議題といたします。提案理由の説明を願ひます。衆議院議員中山マサ君。

○衆議院議員(中山マサ君) ただいま議題となりました角膜移植に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

現在、わが国には約十八万人に達する視力障害者がありますが、このうち相当数のものは、角膜の移植を受けることにより視力のある程度回復する可能性を有しているものであります。しかるに、現行法制下においては、死体から角膜を摘出することは、死体損壊罪との関係から種々問題があり、ために角膜を移植することが困難な状況にあります。

このような実情からして、視力障害者の視力の回復をはかるため角膜移植術を行う必要があるときは、医師は、適法に死体から眼球を摘出することができるとして、視力障害者の視力の回復に寄与しようとするのがこの法律案を提案いたしました理由であります。

本法案のおもなる内容といたしましては、特に死体に対する国民感情を尊重する趣旨から、死体から眼球を摘出することができるとは、角膜移植術を行う必要がある患者が特定している場合に限り、かつ、その際死体に対する礼意保持について特に規定を設けており、また、変死体又は伝染性疾患により死亡した死体等からは眼球摘出を禁止しているほか、業として死体の眼球のあつせんをしようとするときは、厚生大臣の許可を受けなければならないこととしたところでございます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(阿具根登君) 本案に対する質疑は次回以後にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

○委員長(阿具根登君) 次に、予防接種法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の説明を願います。

○政府委員(米田吉盛君) ただいま議題となりました予防接種法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

ジフテリアの発生は、近年上昇の一途をたどり、特に三才以降の幼児において著しい傾向を示しており、また、昭和三十年度に行われましたジフテリア免疫調査により、また、ジフテリアに対する免疫効果はこの年齢層において著しく低下していること及び乳児が母体から受ける免疫効果は生後三月ごろから急速に減少していることが判明いたしております。

このような現状にかんがみ、今後のジフテリア予防対策の強化について、学界その他関係者の意見をも聴き、慎重に検討いたしました結果、これら二つの年齢層に対し強力な免疫効果を付与するため、予防接種法に定めるジフテリアの予防接種の定期を改めることといたしました。すなわち、改正案の内容は、従来生後六月から十二月までの間に二回行われていた第一期接種の定期を繰り上げて生後三月から六月までの間にこれを行うこととするともに、新たに第一期接種後十二月から十八月までの間に第二期接種を行うこととするものであります。この改正に

よりまして、ジフテリアの第一期及び第二期の定期予防接種は、それぞれ百日せきの第一期及び第二期の定期予防接種と同一時期に行われることとなり、すなわち、百日せきジフテリア混合ワクチンの使用によつて、これらの両種の予防接種を同時に行うことが可能となり、この結果被接種者は、従来に比しこれらの予防接種が受けやすくなり、予防接種が一段と徹底するものと考えるのであります。

なお、このほか若干の整理を行うことといたしました。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重審議のうえ、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(阿具根登君) 本案に対する質疑は次回以後にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御意無きものと認めます。

○政府委員(米田吉盛君) 遺骨収集フィリピン派遣団長より先般の感謝決議に對しまして、お礼言上方の取り計らいを謝する電報が引揚援護局長あてに二日に参りました。これを讀み上げます。

社労委員会決議(および厚生大臣)の激勵電に對し、派遣団員一同感激に堪えず、御礼言上方お取計らいを乞ふ。

以上でございます。

○委員長(阿具根登君) 次に、旅館業法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑を願います。

○山本経勝君 昨年の通常国会で旅館業法の一部改正が議論になりましたが決

定をみたわけでありましたが、今回の旅館業法の改正は究春等防止に関する法律の実施に伴う関連での改正である、こゝういふ意味では非常に問題点ははっきりしておると思ひますので、その大きな異議をさしはさむ余地もないと思ひます。ところが旅館業法の一部改正に関する法案が昨年の通常国会で論議になった当時、問題点としてあげられた中で共通に強調されたのはいわゆる快適な旅館の提供といふこと、旅行者をして快適な感じを与えるということを中心として、しかも環境衛生という視野から、あるいは風俗営業という視野から、いろいろな長い審議を通して、しかも参考人まで呼んでいろいろ意見も聴取しました。ところがその中で問題になっているのは、全国五万六千という多数の旅館がある、その旅館の中で働いている番頭さんやあるいは女中さん、こゝういふ従業員は待遇はほんとうに厳正に、しかも円滑に行われている、こゝういふ状態であれば、接客にサービスをし、あるいは快適な旅行を味わわせるということのために、この従業員の待遇が問題である。しかも当時言われたことは、たとえば旅客が旅館賃を払わずに行つたというより、あるいはしばしば見られるわけでありませんが、そういう場合に女中さんや番頭さんがその旅館賃を弁償しなければならぬというようなことがあったり、あるいは器具、食器等を持ち運び等の際、取り扱ひの際にあやまって取り落ししてこわす、そういうものに對する負担を女中さんや番頭にさせる、あるいは不心得にしてお客さんが旅館の何といひますか、備え付けの器具等を持ち去る、あるいは夜具や寝具等を

持ち去る、こゝういふことになりましてこれは弁償させる、こゝういふことがさうも当然のごとく行われている状態では、従業員が安心していわゆる旅行者に奉仕をするということにならぬではないか、こゝういふことが議論になったと思ひます。ところがその際に厚生省当局としては、こゝういふ旅館従業員の労働条件やあるいはその他の問題は所管としては当然労働省の所管に属する問題であるけれども、事務的にはさういふことを十分労働省と相談し合つて改善をするようにしなければならぬ、さういふふうにいひました。十分事情はわかつておりますから、こゝういふやうなお話であつた、さういふこと今回の法改正の趣旨も、賜するところは快適な旅館を提供する、あるいは旅行者をして満足を与えるということに焦点がやはりしぼられて参ると思ひます。

ですからこゝで私は承つておきたいのは、こゝういふ今申し上げたやうな御答弁があつて通過をみたのであります、その後こゝういふ旅館従業員等の待遇に關してはさらに労働省にもお伺ひをした点なんです、こゝで厚生省として労働省との話し合ひやあるいはその他必要な措置をどのやうにとられたか、その後の状態等についてあわせて御説明をいたしたいと思ひます。

○政府委員(尾村偉久君) 旅館業に従事しております従業員は、まず第一に現在旅館業で、いわゆる雇われておる従業員が全国で約十二万人おるわけでございます。約六万の旅館に對しまして二、四千人程度の一軒平均の従業員、これとは同程度が旅館の営業者並びにその家族によりましてサービスが提供されてい

るわけですが、問題は主としてこの雇われておる従業員の問題でございますが、これにつきましてはやはり待遇改善となりますと、旅館の営業の方がさような待遇を十分に考慮して与えるということが中心でございますので、これは厚生省といたしましては労働省と十分折衝を保っております。どうしたらこれらの最低の賃金なりあるいは最低の待遇方法なりが規制できるかというところで、今まで折衝して参りましたので、なかなかさうな一本である程度規制することが非常に骨が、この最低賃金法によりましてある程度、今度めどがつくというところ、それからもう一つはかたがた昨年発足いたしました環境営業の適正化法に基づく旅館の同業組合というものが各県ごとに大同団結した一つの大きなものができまして、これが営業の方法なり、あるいはその理事者がそれぞれ組合員の営業に関する指導を強力にできるようにいたしましたので、一方ではこれを通じて今の最低の待遇を共通的に確立する、かような見通しもつきましたので、その方につきましては、現在旅館組合が各県にそれぞれ発足を見つておられまして、近く全国連合会もできまして、ここで適正化基準を作成して、それぞれ地方がやりますやり方を指導するわけでありまして、これにわれわれとしては十分働きかけて、できるだけ組合としてさような旅館の営業方法、ことに従業員を待遇することに關します営業方法を十分に改めさせ、かようなふうに考えております。

しては旅館の従業員が病気になるたときの健康保険的な社会保険による医療の道でございますが、これがもう一つ待遇関係では非常に重要でございますので、これも厚生省内でもそれぞれ関係当局と相談をいたしまして、法人であるものはこれは健康保険の方の任意包括の方の対象になる。個人営業の方は国民健康保険の方でいくわけでございますから、これもできれば国民健康保険の中でも今度の環境営業法等で横の連絡が十分うまくいくならば、特別な国保というよりなものでもできれば指導いたしましてこれで保障していただきます。今までの具体的なこれだけ共通のどの旅館も待遇を確定したというところは遺憾ながら今までの実績は出ておりません。ことに残念に思うわけでございますが、今後十分こういうような形で指導していきたくと考えております。

間ではお話がありましたか。その内容について伺っておきたい。

○政府委員(尾村偉久君) 労働省との相談と言いますと、結局労働基準法の旅館に対する発動の要請でございます。できるだけ法の法の中で現在の旅館で適用できるものはそれぞれの監督署が立ち入って違反等があればやつてもらう、そういうことによりましてあの線に乗せてもらう、こういう要請をしておるわけでありまして、それ以外にはちよつと厚生省といたしましては直接この待遇条件を旅館業法を持つては立場から、従業員のそういう経済的な問題に直接タッチすることが非常に困難なものでございますから、さうな線で部内では依頼をしておるわけでありまして。

中によつて肩がわりしたのだからというところで女中に払わしたのが八、これは私はひどい例だと思ひます。こういうような実例がある。そのほかあげたいけれども、まあ問題がたかさんあります、それが、さういふ実情であります。ところが問題はいろいろあります。労働省は一応何といひますか、通達なり通牒の形で都道府県にある基準監督署に指示をいたしておるようでありまして、労働省の話を聞くと厚生省から別に話があつておらないというところをこの間も話しておりました。そこで、これはむしろ労働条件の問題で組合が労働省の問題を持ち込んだから労働省はさう動いたんだと言われるより、部長のお話の様な形で、厚生省が実はこの法律の目的である適正な営業を営み、さうして旅客に提供するといふ法目的に沿つて、その内容をほんとうに正しいものにするために従業員の待遇を改善し、さうして従業員がほんとうに何といひますか、安心したあたたかい気持ち、しかも正常ないわゆるサービスをするといふことが、そのために必要な方法として、それらの人々が安心して生活のできる前提が必要であるといふことで先ほど申し上げたやうな言い方をしたわけなんです、それに対する適正な措置が、厚生省として労働省と話し合われたといふけれども、非常に抽象論であつて、どういふ内容をどういふふうにお話されたかさういふ要領を実は得ぬ、そこでもう少し丁寧に内容を一つお話ししたいと思います。

○政府委員(尾村偉久君) 今までは連絡が十分でなかつたので、この点は弁解の余地がありませんので、今後急速に十分これらの改善につきまして労働省にも話し合い、先ほど申し上げたようにこちらでできることもございまして、この点十分努力を傾注したいと思ひます。御了承をお願いしたいと思います。

○山本経勝君 それから今部長の御答弁の中でお話になつた健康保険の適用という問題は、非常に重大なしかも大きな問題だと思ひます。で、これらの人々に対する旅館従業員といひますか、さらに範囲を広げればサービス業に關する従業員、労働者の健康保険、ところがこの場合に一番大きな障害になつてゐるのはやはり賃金なんです。固定した給手がない、従つて保険料の徴収基準を定めることが困難である、こゝういふことであつたと思ひます。そこでさういふ問題と問題とはやはりこの労働条件といふものは健康保険といふ健康保持のために必要な被用者の待遇という視野から見ても、基本になるものはやはりその賃金になつてくるといふことになるから、その点は特に私も労働省に対して強調してゐる。ところが厚生省の方では保険の加入についてどういふ配慮をなさつてゐるのか、私は今までも予算等も一応は見せてもらつておりましたが、遺憾ながらこれに対する具体的な処置の方法は用意されておらずに、見受ける、昨年の何月でありましたか、十一月か十二月の委員会であつたかと思ひますが、厚生大臣が、まず厚生省の考えとしてはこゝうだといふお話をなさつた中では、問題のいゝゆる任意包括制度の拡大等に伴ふ必要な措置が一応載つておつた、ところが今度の予算を見ますとそれが遺憾ながら削られておる、こゝういふ状況

のように感じますが、そういう点は、せつかく健康保険の適用もしていろいろお考えがあつても、残念ながらそれが措置されておらないという事は、今お話のように労働者と話し合ひもし、しかも最善を尽したとは、言葉ではそう言われても、実際には行われておらぬといふことを裏書きすることになります。そこら辺はどういう事情なんですか。

○政府委員(尾村健久君) 前の臨時国会で、臨時の委員会でごさいます。たか、厚生省から関係局が出まして御審議にあつたときにもその問題がございまして任意包括でできるものはできるだけのやう。それから国保でいかに進めるといふことでもございまして、その点で実際にこれは具体的に省内でございましていろいろ当りまして、やはり今お説の通りの、一つは賃金のベースが全然確定しておらぬと、もう一つは出入りが非常に激しい、一つ所に安定した従業員をしておらない、これが非常にひんぱんなために一そうこの適用がつかみにくい、こゝうのが一番難点といふことがわかりました。やはりそのためには今の賃金ベースをできるだけ固定給にする方法に確定すること、それからそれが因果関係でございまして今の落ちつかないのはやはりそういう待遇問題がはつきりしないからいわゆる浮き草式に動くようでございます。これに基いて安定すると、これが前提になりますと任意包括の方も、それから国保の方も進めぬやうな関係がはつきり出ております。これは組合の当事者、業者の方の意見を聞きましてそれがやはり大きな理由

に聞こえます。それからこの前従業員組合の方にも二度会いましていろいろ訴えを聞きまして、やはりその点が非常に難点でございまして、それを解決するのが一番大事であるといふことで、先ほど申し上げましたやうに、幸い旅館の組合の方を今極力指導して、一方賃金法の方も進むやうでございまして、これで強力にやっ

ていけば、今後は健康保険関係の方もおのずからかような形になるであらう、こゝういふ形で努力しておるわけでございます。

○山本経勝君 落ちつかないといふことは、つまり腰を据えて一つの事業所で続けて働かないといふことでしようが、そういうことは今の待遇その他の問題と関連をするし、まして先ほど申し上げたやうに、これは一々申し上げれば非常にたくさん問題があるので、いわゆる業者がサービス料のピンをはねるところにある。サービス料を全部取り上げてそのうちの何割かしかやらない、あるいは食べさせてやつておるではないかといふことで、実際に賃金を基準法の線に基いてはつきりして支払つておらないといふやうなところ、いろいろ問題がある。それから、ましてや先ほど申し上げたやうに、あやまつて器物を破損してもそれを従業員に負担にする。お客さんの宿泊料不払いを弁償させるというやうなことや、さらに忙しいときに臨時雇を入れれば、その人々の給与まで従業員に負担させる、こゝういふ状態であるといふと、これはどうしても落ちつかないと思ふのです。やらないから生活ができませんわ。そしてしかも健康保険等の恩恵にも浴しないといふ実情である

から、勢い生活ができないから落ちつかぬ、こゝういふことだと思ふのです。そのことは裏返しにすればいろいろな、悪い意味で今度の兜春防止法等の取り締りの対象にもなるやうな事態も、発生し得る要素を持つておるから、ですからこゝを快的な下宿経営するためにどうしても従業員に安定した生活保障を前提にして、サービスをよくさせる、こゝういふことになつてなければならぬ。落ちつかないと言われたのは、落ちつかないといふことの前提はそういう根本問題があると思ふ。それを解決をつけなければ、単に内容をいじくり回してみても、それではしよせんこの問題は解決つかないと思ふのです、この点の基本的な考え方を次官の方から伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(米田吉盛君) 基本的と申しますとこれは私主人とその従業員との間の約束、契約といふものが基本になるだらうと思ひます。契約の内容が公共の福祉に触れる場合に初めて拘束でき、こゝういふ考えと思ひますので、今仰せになりましたやうな一々のケースについては私はいろいろ事情もときにはあるのじゃないか、たとえば相当の高価な器具を取り扱う場合に、疎漏に取り扱うためにどんな破損するといふやうなことになる、経営者の方もそれができるだけ最小限にとめる意味で若干の負担を要求するといふやうな策に出る場合もあるのじゃないか。ですからこれは内容々々、ケース・バイ・ケースで詳細に調べまして、非常に公共の福祉に害があるといふやうなときに初めて私は規制の対象を考へるべきじゃないか、大体の基本はそこへ置くべきじゃないかと考えております。

○山本経勝君 次官のお話はどれも大へんおかしいと思ふのです。つまり個々のケースでなると問題がありまね。具体的に私は申し上げればいろいろたくさん事例がありますが、一応総括的に申し上げますと、個々のケースについて問題があることはお説の通りです。ところがともといわゆる雇われて働いている、これらの人々が、そしてその職場で、たとえば工場や鉱山における労働の実情を見ても、らうといふとよくわかると思ふ、誤まりといつても誤まりであるかどうかい、こゝの間に、その器具はそもそも従業員が持つておつて働くものではない、やはり、備付の器具を使用している、その作業のために、その業務のためにに器物がこわれた、これはたとえば食器を洗つ場合を見ても、小さな話ですが、誤まつて取り落すといふこともあり得るのです。そういうものを一々負担にするといふことになるという、と、わずかな給料の中でそれだけの負担が大きいですから実賃金が下るといふ結果になる。そのことがやはり生活ができないからしりがすわらない、転々と旅館から旅館へ流れていく、こゝういふことになつてくると思ふのです。ですから基本的には労使間の話し合ひである、契約である。その当初の契約そのものが私は、これはまあ皆さんの方じゃなくて労働省所管の問題に属しましよ、当初の契約が問題である。ですからこゝういふ点の取締りや行政指導については私は労働省に注文するのですが、しかしながら基本的な考え方としてこゝういふ実情にあるといふことを認識されるならば、それを労働省と相談されて具体的な方法を講じて

もらわなければ、いかに法律の条文をいじくつてみても実際上のいわゆる快適な旅館の経営なり旅客のサービスといふことにはなつてこないといふことを申し上げておるのであつて、ですから今次官のおっしゃる意味は、私は私の質問の表現の仕方が悪かつたからかわかりませんが、実は要領を得ないわけなんです。私はこゝういふことを言つておるのじゃない、現にこゝういふ事実がありますよ、この事実を是正しなければ法の条文をいじる技術的な問題じゃなくて、根本的な法の目的が達成できませんぞといふことを申し上げておるわけなんです。そこでもう一度今このところをよく御説明を願つておきたいと思ひます。

○政府委員(米田吉盛君) 私も旅館業の一々についてはいろいろあると思ひます。それから旅館業者としましては非常に競争が原則としてあるところが多いと思ひます。それで競争がある限りにおいてできるだけいいサービスを提供して商売繁盛といふことを考へるのは常識だと存じます。こゝういふ点で原則としては私は当事者同士の契約の自由になつていきた。ただそれが今抑せになつたやうな極端な場合に規制の対象にしなかならぬ、こゝう考へるのでありまして、こゝういふ極端な場合に対しては労働省との話し合ひを御趣旨に沿つたやうな線に進めて参りたい、こゝういふことと考えております。

○山本経勝君 上ノ山といふところの、これは旅館の組合です。従業員も組合を作つております。上ノ山、これは御光地なんです、こゝで実際の調査をしていふところによりまして、主人から月給をもらふかといふ質問に対

して、もらいますという答えはたった三人しか出ていない。それから何ももらわないというのが四十二人、これはよく覚えておいていただきたい、こういう状況です。そうしますと四十五名の調査対象人員の中で四十二名は主人から給料をもらっていないというのです。で、もらっているのはわずか三名。それから今度は、主人からチップの一、二割を天引きされるかという質問に対しては三十二が天引きされないと答えておりましたが、十四は天引きされと言っている。平均月収は何ぼぐらいかという御質問に対しては、五千円から八千円というのが十人、それから四千円から七千円というのが二十二名、こういう数字になっている。それから客のゆかた、敷布などを洗う石けんを主人が買いかという問いに対して主人が買いますという答えが十、女中が自分で買いますというのが三十一、こういうことになっている。台所女中の給料を主人が払うかというのに対して主人が払うというのが二十四、これは女中の場合ですが、女中が自分で働いてもらったチップの中で受け取る……。石けん代をこれは主人が払うというのが二十六、女中が払うというのが十九、半分ずつというのが一、こういうような数字になっている。先ほど申し上げたように、団体客などの忙しいときに臨時女中の給料を主人が払うかという問いに対しては、主人が払うというのが十三、女中が払うというのが八、頼んだ方が払うというのが三、こういうことになっている。それから不払い宿泊料の弁償を女中がするというのが四十名になっている。それから備品器物の紛失、破損を女中が弁償をする

るかという問いに対して六十五、こういうふうな数字が出ています。これを見ましても、これはずいぶんむちゃな状態であるということが言えると思ひます。そういう状態ですから、今次官のお話のような考え方で、おられたのでは、これはせつかく充春防止法ができて、そうして快適な旅館を営むという法目的に沿うためには遠慮いものに私はなにはせぬか、むしろそういうところで充春を行なっている人々が流れ込んでくるというところが予想されるから、その改正が行われる。そうしますと、その中でも今まで働いている女中さんでさえもそういう状態の中に置かれて生活ができませんというところになってくると思ひます。そうしたら勢いそこから出を結論はこれは何をか言わんやというところに相なりはしないか、こういうふうな思ひ。ですから、むしろ従業員の安心して生活のできる待遇を基礎にして、しかし健康保険法等の適用を受けさせて保護を与えて、あるいは恩恵を与えて、そうしてサビにこれ努めるというところになってくる以外にこの法目的は達成できないのではなからうかと思ひます。ですから、そういう意味に立つというところ、どうしても法の審査の過程でも論議になったのだから、厚生省はもっと積極的に出先機関を動員して、行政的な指導的なさりと同時に労働省と協力してやるという積極的な面がなければならぬと思ひます。ところがそういう話は先ほど部長のお話のように、労働省には課長と課長の間で話し合っております、こういう話なんです。私の聞いた範囲では、

厚生省から特に要請はなかったと言われている、そういうことになってきますというところ、これはせつかくこの国会で委員会でも審議をし分析検討をしたことも実は政府、厚生省当局としてはきわめて適当に見送っておられる、こういうふうなしか受け取れぬ実情になってくる。そこで次官に再度お伺いしたいのですが、今申し上げたような基本的な状況がある、その基本的な状況を少くとも排除しなければこれはほんとうに快適な旅館というところになってこないと思ひますが、そういう点ではどうお考えになっていきますか。

○政府委員(米田吉盛君) 簡単なようで、これはなかなかめんどろな問題だと思ひ。結局、快適な宿泊をするというところになると、今仰せのように、相当の生活を保障するというところになります。勢いこれは宿泊料に転嫁することになる。それだけ旅行者が宿泊料を引き上げられたのを負担しなければならぬという結果にも私はなると思ひます。こういうふうないろいろ、からみました問題もあります。今上ノ山温泉の実例を二、三お述べになりましたけれども、団体客がきたときに、臨時の女中を雇い入れたその賃金を女中が負担する。こういうふうな実例もあるように、御説明になりましたが、おそれくそういうのは、その団体のチップ全体を女中さんがもらうのか、相当の額をもらって、さらに臨時の人の賃金を支払って余りある状態であれば、そういうことは経済観念上あり得ないと思ひます。ですから、こういう形式をもって直ちに経済的にやっているとはいは追害されているとは私は一がいには考えられないのじゃないか。です

から、いろいろの場合々々もございませうので、われわれの方としまして、これはもつぱら、厚生省は御承知のように衛生の立場、厚生省の立場から実要求すべきものは要求する立場を持つだけでございませう。労働条件そのものになりますと、どうしても労働省の問題になります。われわれの方の立場だけは、十分これからお説に従って貰いたい、こういう考えでございませう。

○山本経勝君 簡単なようで簡単でないといわれて、しかも快適な旅館にすることによって、宿泊料が上がる。そうすると利用者負担がかかるではないかという御意見だと思ひ。むしろ現在の状態の中で、たとえばこれよりサビスを向上することによってサビスが上がるというふうな考え方を私は持てぬと思ひます。現在の状況では、そうしますと、そのことは、快適にするために必要な施設の改善等をする、あるいはサビスを改善する、向上する、こういうことが直接今度は利用者であるお客さんの負担の増大にもつていくというところは、これは業者はいいでしょう。あるいはまた、なるべく業者として考えれば、従業員に対する賃金を値上げしたり、あるいは固定給にしたり、負担を増すようなことはしたくない。これは次官の言われる通りだと思ひ。業者の立場を次官は言っておるのです。しかし法目的は、旅行者に快適な気分を提供し、そうして宿泊をよりよくするためにこの法は作られている。あるいは今まで数次にわたる改正もその目的のためにやられていると思ひます。その中で論議のあったことは、な

かるが、これは業法等によって保護を受けるようになっておる。ですから当然そういうワクの中で改善もし、サビスも向上していくでしようが、しかし従業員の状態というのは、当初、前の改正が行われた去年から今日までで一年たつて、その間に幸いに従業員組合も全国にできつつある、だいぶできて参りましたが、そういう状態になってくると、それらの人々が、こういう状態ではございませうというところで、厚生省にも健康保険の適用をお願いし、あるいは労働省に労働基準法の厳正な監督行政を強化していただきたい。こういう陳情にもきたということ、は、すでに次官も御承知だと思ひ。そうしますと、快適にすることが即宿泊料金の値上げには返ってくるというところは、業者のいうことであつて、これは厚生省当局のいう言葉であつてならぬと思ひ。どうなんですか。そういうことをむしろ次官が言われるならば、次官としては、それでは給料を引き上げ固定給にするということは旅館主が出費が多くなるということ、そいつは宿泊者に転嫁するということを示唆するに等しいと思ひます。いやしくも行政監督指導の立場にある次官や当局者が、そういうことを考えたり言われたりするということはおかしいと思ひます。そのことは、従業員はよくしませんが、そのかわり旅館の利用者に対しては料金を上げてもらふという反問を許すと思ひ。そういうことは実際除けしからん表現だと思ひ。現在の給与の姿を見ても、先ほどから申し上げておるように、非常に安い賃金で、しかも固定した給与ではない。サビス料も何も一べん全部業主が取

り上げて、そうしてそれをみんなに分けて与える、こういうような形になつてきて、月々きまつていない額だ、こういう状態です。これは基準局の問題ですから私も今厚生省に直接あなたの方から監督指導をしないといふしておるのではない。そこで必要なものは厚生省と労働省の間で法目的を達成するためにどうすべきか具体的に相談されて、出先機関等を指導し、あるいは督促して、十分にこの点を改善する必要があるのではないかとおもうことを申し上げておるのです。それで私は今言われるような、宿泊料の値上げになりますというおどかしは私はけしからぬと思いますが、どうなんですか。

○政府委員(米田吉盛君) これは私は実情はそうなる危険があるといふことを申し上げたので、私が言うたから旅館業者が上げるとか上げないとかいうほどの影響はないと思います。要は、待遇改善といふことを山本委員はお述べになつておる。先ほどからいろいろの言葉をお使いになつておりますけれども、これでは不十分でやっています。このだ、従業員は待遇改善、この点を論旨としておられると私はキヤッチしたのです。そうならば、待遇改善すれば旅館業者がそのままひつかぶつてしまふといふようなことではなからう。勢いだれが負担するかといへば、世間通例のあり方である利用者が負担する結果になる。だからその点はそういうような経済的推移をたどらうといふことを私は言つたのでございまして、これは経済行為をやっている旅館の人たちに対して、私が言つたからそれに気がついて要求するような愚かな人は私はい

旅館主人にはないと思います。これは議論になりますから、あまりこちらから言うことは差し控えます。問題は行き過ぎた点を私は直さなければならぬと思います。それは先ほど部長から申しましたように、最低賃金制といふものをこの際しかりやうていくといふことでカバリーは私はある程度できるのじゃないか。もちろん先ほど来申し上げますように、厚生省の立場としての範囲においては御趣旨に沿うように労働省とも折衝を進めたい、こういうことを申し上げておるのであります。

○山本経勝君 具体的な事例の中で問題になつておるようですが、たとえばこの前この委員会が昨年の一部改正を審議した際に問題になつたのは、チップをいわゆる経営者が取り上げて、そうしていわゆる業主の収入にして、業者の会計から今度は払い出すといふ問題についても問題があるといふことは、これは厚生省当局からも言われたと思う。そうしますと、そういうことを公然と今やっておる。私はこういうことをもし必要であつたら実際に参考人と呼んでもらつて実情を聞いてもらい、不払いの宿泊料を従業員に弁償させる、受け持ちの女中に負担させる、こういう事例はしばしば現実には私も経験しておる。ですから私はそういうことはどう次官はお考えになるか。

○政府委員(米田吉盛君) 今のチップをプール制にして、主人が一ぺんプールに入れて、それからその力量に応じていいますか、甲、乙、丙、丁に比較的公平に分配するといふのはあると聞いております。これは私一がいにかぬとは私は思つておりません。これ

はしかしある旅館内の態勢を整えて、あなたのおっしゃる通りにサービスをよくしていくといふような点では、妙に女中が抜けがけの功名式にやりますと、旅館の中の秩序といふものは相当にスポイルされるというよりなところ、若干のことは私はやむを得ない場合があるのじゃないかと思ひます。どうも私も旅館のこまかいことは実際わかりません。自分も利用者の範囲を出ませんからわかりませんが、私はそういうふうにしておられますので、ただそれが主人公を頭をはねてとつていくといふような段階になればこれはいけない。少くとも客の気持には反する。

それからまた仰せになりました食いつ逃げと言いますか、払わないで旅客が出て行つたといふ場合に、女中にある程度の負担をさすといふようなこと、これも女中の側から言へば相当の問題だと思ひます。これもやはり境界の問題だと私は思ふのですけれども、主人公が一々各部屋のお客の動静まで調べ、わけにはなかなかいぬのだらうと思ひますので、ある程度は部屋を受け持つておるところの女中がそういう点にまでもある程度の責任を持つ。だから金額を私は負担するなんといふのはずいぶんひどいと思ひます。けれども若干のあやまち料といふか、なまけ料と言ひますか、そういう意味で若干のことくらい、しつかりやれという意味になるような程度のことをやるということであれば、必ずしも主人公が不都合だと、すぐにこころに一概に私は言へぬのではない。要は先ほど申しました行き過ぎている、ある限界を行き過ぎる公共の福祉に反する程度にまで行き

過ぎてゐる契約の内容であるかいか、そういう具体的問題によつてこれは法規制の対象になる。しからざるもので、たとえば主人公がプールしてそうしてその旅館内の女中関係の秩序を維持するために適当にそれを分配する。こういうことであれば、場合によつては私はそれは望ましい姿になるんじゃないか。これも私は考えております。

○山本経勝君 次官に続いてお伺いしたいのですが、不払い宿泊料を受け持ち女中に負担させることも限度においては、やむを得ぬという解釈なんですか。重ねて明らかにしておきたい。

○政府委員(米田吉盛君) これは申し上げましたように、金額負担がすなわちこのことは行き過ぎでありまして、けれども、各部屋の責任は一応女中が持つのであります。それから、従業員が、それがぼんやりしてむだ話をしておりますために悪いお客が逃げていつたといふような場合も考えますと、できるだけお前の責任範囲は気をつけろと、こういう気をつけなければならぬのを誤まつて、なまけておつたといふことに対する多少の責任を追及するといふ形が若干においてある。そういう場合であれば生活を非常に圧迫するような程度でなければ、これは私がもし旅館の主人公であつたら、それくらいのことにはやつてもいいかと考えております。(笑聲)

固定給がきまつておる。そうしてそれが正規に支払われておる。こういう状態のときであるならばまだしも、そうでなくて、その月々サービス料を含めた水揚げの総額の中で適当に配分をしてやつておる、不確定な、不安定な給与の状態において。そこで、もしかりに次官が宿屋の亭主であられたなれば、なるほど仰せのようなり方であれば、に違ひない。これは基準法違反で摘発して立ちどころにその営業は停止してもらわなければ困るのです。ところが問題は今申し上げるような形が一般に行われてゐるといふ事実はお認めになるのかならないのか、それを御存じないといふればこれは事実具体的な例をあげて、しかも参考人と呼んでもらわなければいかぬと思ひます。

○政府委員(米田吉盛君) 今の点、私法律を知らないのです。ことに申しわけないことを……これは全部取り消しますから一つ。(笑聲)

○山本経勝君 取り消してもらうと、どうも話が話にならなくなるのですが(笑聲)これは私はきわめて重大な問題だと思ひます。もし今のような話が旅館従業員に伝わつたならば、おそれく次官はつるし上げに会ふと思ひます。これはそれに十分価値があると思ひます。

まあ一応それはそれとしまして、私は何つておきたいのですが、健康保険法の適用をしうと言われる。たとえば任意包括にしろその他の問題にしろ、まず基本は何にあるかといふことを、まず次官は御存じになつてゐるかどうかわつたくなつてきた。健康保険法の適用をしうと、任意包括でもどつちでもよろしいではないかと

言われる。私はそれをも得ぬ。健康保険法の適用をして強制適用にしてもいいけれども、それはなかなか簡単にいかぬでしようから、五人未満の従業員を適用するというお考え方は一応あるようですが、そういうふうにする場合に、今障害になっているのは、先ほどちょっと申し上げたのですけれども、次官としてはどういふふうに御認識になつてゐるのですか。

○政府委員(米田吉盛君) 私は基本的には国民皆保険に進めればこういう問題は一応解決すると、基本的には私はそのように考えております。で、それにいくまでに、個々のいろいろなケースはございますが、皆保険をやれば、どんな人でもかからぬ人は皆ないわけでございます。これが望ましい姿だ、こういうふうに考えております。それも政府といたしましては、こゝに、三年の間に皆保険を達成しよう、というふうに考へ方でおりますので、私といたしましては、できればそういう姿で結局においていくのじゃないか。何となれば、今のように移動が激しいと、それから標準報酬というものがあまい、である、と、そういう言つておられますうちに、こゝに、三年というものは過ぎ去つてしまふ。それでは皆保険の達成の年限がなくなつてしまふというので、実際問題としては、私は国民皆保険というところへ、拾ひべきことに結論においてなるのじゃないか、こういうふうに私は考へておられます。

○山本経勝君 国民皆保険国民皆保険と厚生省はいつも言われるのですが、その国民皆保険への道は私にはなかなか遠いと思うのです、実際問題として、ところが現に被用者ですね、この旅館

の中には、たとえばこの近所でもプリンスホテルのごとく四百数十名という従業員のおところもある。それからまた観光地等においては少くとも二十人、三十人という従業員を抱えております。五名以下じゃない。先ほどお話があつたが、十何万の——十二万だと

言われたのですが、去年の旅館業法改正に関する論議の際に資料の提出を求めた。あるいは環境衛生関係の営業の適正化に関する法律を審議する際にもこれらサービスの業に關する業主と従業員の数等の資料の提出を私は求めた。それに対して当時出されたのは、従業員数は二十四万と言われた。これは私も持つてゐる。で、その二十四万あつたのが、その半分の十二万に減つたといふのはどういふわけなのか。それはあまりにも無責任な当局側の言い方だと思ふのですが、そうしますと、二十四万という人員があつて、その一戸当りの雇用人員はたしか四、五何人ですかになつておつたと思ふ。で、今のお話だと、二・四と言われた。そういうふうに私は減るわけがないと思ふ。業者がその教訓に減つておりますか。私はこれは問題だと思ふ。

○政府委員(尾村偉久君) 今の点は、先ほど御説明申し上げましたように、いわゆる被用者、従業員が約十二万、それから経営者、いわゆる会社とか個人なりのこれが、個人の旅館業主、これが約四万、それから法人でございすが、その代表役員が一万五千、それからこの業者の家族、実質的には家族、これが約四万といふわけでございます。これから臨時の、これは日雇

の外に先ほど言いましたような専門の被用従業員が十二万といふことで、合計いたしますと約二十四万になります。これは前の資料がどういふふうによつて御説明いたしましたか、要するに旅館で一切働いておられますといふですか、お客以外の者で、営業主まで入れまして、あるいはそれを経営しておる団体の代表役員までも入れましての総数が二十四万。先ほどから問題になつております従業員、被用者の従業員が約その半数の十二万、こういうことでございまして、食い違つておられますわけでございます。

○山本経勝君 かりにそれが食い違つていなくても、実際は二十人、三十人、観光地なんか旅館はたいいていおります。これは、この近くでも湘南地区の熱海とか鬼怒川とか、こゝにいったところの温泉旅館等においては最低が二十人、最高がやはり五十人、六十人とおるわけなのです。こゝに多数がおつて、しかも従業員——これは雇われの人々なのです。被用者がおられるわけなのです。これらの人々を今申し上げるような健康保険の適用をする場合に基本になるのは何なのかと言へば、やはり次官の言われたように給与の安定化といふことが、固定化といふことが、つまり標準報酬を算出する基礎があいまいでは困るといふことに歸すると思ふのです。そうしますと、健康保険の恩恵に浴させようとするのには、まずその前提である保険料の徴収の基礎が確立することが必要である、そういう方法について次官としてはどういふふうにお考えになつておられるか。

○政府委員(米田吉盛君) どうも私いろいろ考へますときに、最低賃金法でもこの際きめて、そうして、それによ

るよりどうも実際の実行の場合には方法がないのではないか、こゝにいうふうには私は考へるわけでありませう。最低賃金がきまつたら、それを一つの標準にしてゆく。

○山本経勝君 最低賃金、最低賃金と言われるが、私はおかしいのですよ。今政府の言つておられる最低賃金は、あの本会議でも質疑がありましたように、いわゆる業者間協定を中心にしてゐる。こゝでは当然、もし悪い表現で言へば、次官のごとき業者が多数集まつて業者間協定をしたらどういふ協定をするか、これは想像に余りある。これはただで使ふといふことに協定をするかも知れなぬ。それではどうにもならないから千円なり五百円なりなんぼかやらなければ工合が悪いといふことで協定するでしよう。そういうものが協定の基礎になつてゐるので、それももろに三千円以下であつたら健康保険には入れない、適用されません、三千円以上でなければならぬ。つまり、そういうような業者間の協定を前提にして、いわゆる政府案の最低賃金ができたとしても全くお話にならん、ならんといふよりでございせんや。業者間協定といふのは、業者が寄り集まつて俺の所はなんぼにしよう、おれの所はなんぼにしよう、それでは全体の賃金としてはこれだけにしようといふので、安い方がいわけですから安い方にできる、こゝにいうことになつてしまふ。ですから業者間協定による最低賃金を前提にしておられるならば、私はそれは何にもならぬ言ひわけだと思へない。そこで何つておきたいのですが、最低賃金とは社会党が言つておられるような最低賃金の線を

お考へになつておられるのか、あるいは政府案の最低賃金を前提としてお考へになつておられるのか、どちらなのですか。

○政府委員(米田吉盛君) 私は政府案を考へております。

○山本経勝君 そうしましたら、業者間協定ですから、つまり業者が集まつて自分の都合のいいような協定賃金を作つて押しつけるということになる。そのことは今まであつた旅館等における従業員の賃金の形態と変りはないと思ふのです。そういう点については部長はどういふふうにお考へになりますか。

○政府委員(尾村偉久君) 結局、今宿泊者が実際に旅館に全体として払つておりますものは先ほどからお話のように相當な額になる。これは和洋を問はず旅館業に対してはチップ制度、日本では茶代といふのがございまして、実際には宿泊者がその旅館で相當な対価を払つておつても、実際に表面に出ます宿泊料が一泊幾らといふことで、それと同額ぐらゐまで払う場合もあるといふことでございまして、基本には、ですからこの宿泊料金の払い方の制度そのものを相當に適正化しなければいかぬ、これがまず前提になる。そうなりますと、ほんとにほかの営業の場合には幾ら営業収入があるかという総額から原価計算等でこれを再配分——利潤の配分その他をするわけになります。それが非常に長い習慣でございまして、これを改める。これは不可能かといふことは、実際には最近の洋風ホテル等では部屋料とそれから食事代といふのを明記して、そのほかサービス料は割と、高いところ

で二割ということがはつきりいたしてあります。これは請求書の中に出てくる。それを今度今のサービス料の部分はある程度従業員の方に重点的に経営主が支出する。その他はやはり原価計算的な考えで適正な人件費として支出される、こういうところは比較的うまくいっているわけでありまして、そういうところでございまして、固定給がはつきりしてボーナスさえ出し得るところが大きいホテルではあるわけでありまして、こうなりますと、健康保険としては、ことに法人でございましてと強制的加入になる。それからそれ以外でございまして、任意加入でございまして、かような形であれば、これは解決されるというところでございまして、全体の国民の大家が払っておる対価をむしろ経済的に合理化することによってある程度これは解決する。こういうような料金制度にいたしますためには、どうしても営業側がそういうつもりにならぬと、長い因襲でございまして、なかなか無理があるというところで、これをやる足がかりといたしましては、先ほどから言っておりますように、少くとも同業組合がかなりこれは法によりまして中央官庁も、それから地方では県が強力に指導して認可権を保持しておるわけでありまして、さような形でこれを是正するのがまず一つの大きな目標になる、かように存じておるわけでありまして、ただ、これは非常にほかのサービス業もそうでございまして、チップ制度と茶代制度が一般的にはこういうふうになんか適正化されると思いがすが、中にはやはりそういうことが非常に一つの愉快に泊るというようなお客側の若干の趣味もございまして、な

かなかそれを是正するのは、旅館同士の競争の面からいいますと、一がいにはなかなか組合を通じてやる場合も困難性がありますが、しかし全体としては国民の側から見れば、出した対価がいろいろ妥当なことに使われて、結局においてサービスを向上することが長い目で見れば、これは当然であり、また必要なことでございまして、さようなふうな形に持っていく、これが一番正しいことであります。その中に立ちまして最低賃金法的な考え方、すなわちそのものじゃありませんが、必ず固定給をこの同業組合傘下の旅館では最低のくらいがいいだろう、あるいはその中で今の賃金なんかの場合によれば、共済式のものをやっているとございまして、個人負担は大へんでございまして、旅館主も入り、それから組合員の相互扶助の形で大きな弁償は出し合おうという形をとっていると、さような形ではないのでございまして、さような形で、その中でだんだんこういう習慣を改めて従業員の方も解決する、健康保険も次第にそれによつて促進される、こういう方法が一番いいのじゃないか、そういう意味では確かに労働基準法の適用も、われわれの方から今後密接にお願いしなければいけません、根本は実際の収入が全部合理化されることになるような抜いをしていただければいい。それから業者がその腹になる、われわれとしてできる線はそういうような方法で十分指導していきたい、かように存じております。

○山本経勝 部長さんのお話、つまり茶代その他サービス料といいますが、それと一般に、言われる旅館の宿泊料、これは明細書を明確になつてい分もあると私も知つていますが、しかし一般にはこれははつきりと分けておらないと思つてゐます。実際上サービス料があることが前提になつてゐる。宿泊料として領収証を、これは受け取るのではないのであるが、あることが前提になつておるといふ状態は、これは現実、部長さんにしては、あるいは次官にしても御承知だと思つてゐます。快速に宿泊をするというところ、一つの何といひますか、報償といひますか、その気持で、やはり直接世話をしてくれる女中さんや、あるいは番頭さんに、そうしたチップを出すというところになつておる。ですから、そのことが、当然にやはり旅館の営業の収益として計上をされようが、あるいはまた、直接個々のサービスに当つた従業員のふところに入らうが、結果としてはこれは変りはないと思つてゐます。いわゆる宿泊という一般不特定の多数の国民の一般的な負担においては変りはないのですから、原価計算等を明確にして、そこら辺の線をはつきり出していくということが、賃金を決定する基本条件であると言われれば、それはまたやむを得ないやうが、しかし現状にある状態は、そういうふうな努力を、旅館同業者の組合、あるいは同業者間でやつてはおられないのです。これは、やつておるとお認めになるならば、これは、私は具体的な事例を御説明したい。そういうことはやつておらぬ、なるべく高い賃金で、環営法の規定に基いて、同業組合に料金のつり上げをやろうとしておる。現にやつておる、こういう状態ですから、そのことは、利潤を多くするための経

営努力に尽きるといつても私は少しも過言ではないと思つてゐます。そういう半面でもって、一方で従業員に対する給与の決定をせうにしたらかしておるといふことじゃ、慣行だといつたて見のがすわけには私は参らぬと思つてゐます。適正なやはり基準法に基く取締りなり、あるいはまた行政的な指導が行われていかなければ、表裏一体になつて円滑な推進というものは困難である、こういうふうな考えです。ですから、そこら辺のやり方について、先ほどから言われておりますが、たとえば労働省と相談をすると言われますが、労働省はむしろ私は積極的にやつておるとみておる。というのは、直接組合から厚生省にお願いを申すよりも、もっと強く基準法の適正な適用をお願いするといふことで強く要望しましたし、また組合から直接労働省にしばしば参りました、私も一緒に参つたことが数回あります。その参つた結果が、基準局長間における口頭の通達となりあるいは基準監督署に対する労働省の文書の形における通達というふうな形になつて現われている。しかもこの法案を論議するときは、いつも厚生省が努力をすると言われるが、さつぱりその具体的な内容は、先ほど次官のお話のようにな、てんで問題になさつていないやうな印象を強く受ける。それで、せっかくの法の目的は死んでしまふ、そういうことを申し上げておるのでありますが、私は、やはり今のやうな考え方、原価計算等がはつきりできて、そして、いわゆる利潤を生み出す基礎が明らかになり、そしてこれに關与した従業員等を含む収益の配分を考えると

いろいろなことでは、私はおそいと思つてゐます。いやしくも現に働いて、そしてそれによつて生活をする従業員をかかえる業者が、みづから企業を営む前に、人を雇えば賃金を払わなければならない。人の生活を保障せよ、やならぬといふことが、その前提が企業前の問題としてある。それを無視してやつておるのが、実際の宿屋の亭主さんなんです。その宿屋の亭主さんものが、寄つてたかつて、最低賃金を業者間協定できめたからといって、それで私は保障にはならぬと思つてゐる。そういうことでは、法律の本来の趣旨に立ち返つて、厚生省として、こうした従業員の待遇の改善なり安定をさすことによつて、この種多数の旅客に、旅客のための施設なんですから、これらに、いわゆる快適な思いをさせるといふことのためにやるというならば、少くともその前提条件として、従業員に対する待遇の改善が必要であるといふことを、厚生省では認めておらぬ。それが、今申し上げておるところの不満の中心なんです。ですから今後どうするか、やなくて、これはまず問題は労働省の基準局を呼んでいただきたい。それで共にここで協議をしてきめなければ、この改正案について私は言いたいことが尽きない、こういう状態なんです。で、厚生省としてはどうお考えになるか、そこら辺を一つ承つておきたい。

○政府委員(尾村信久君) 先ほど言いましたように、今後の組合を通じてやる問題は、今後必要だろと思つてゐますが、現在そういう状況にあるものを改善するといふことでございまして、結局われわれの方としては、その必要性

は十分もう、もとより認めております。具体的方法といまして、やはり一方では営業者が旅館の任務に目ざめて参ることは、むしろこれは絶えず指導しなければいかぬと思ひますけれども、現実的にはやはりそういうような待遇で放置しておく、すなわち自分の利潤のみに目がくれているというようなこと等、どうしてもある程度法的な介入を求めなければいかぬと思ひますが、その意味で、たとえばわれわれの方でつかめず限り、各県の方で旅館業法に基いてこれは監視もやつておりますから、環境衛生関係の業務として監視もやつておりますから、さういふ意味で旅館のどことかがどういふ形であるというところは、これは衛生当局でつかんでおりますから、これをまず労働基準法に十分当てはめる。それからその間でできるだけいろいろな、お話のような著しい例がありますれば、かような例を、リストをできるだけ話して、そういうようなものが一割百成といひますか、そういう例が基準局の発動になりますれば、その他にも非常にこれはすぐ伝わって自衛する、かようなことがわれわれの方としてはさしたつてできることであらうと思ひます。あります。もちろん全国的な情勢がつかめたものは、中央同士でこれは協力していただける、かように存じます。具体的方法といひますと、さういふ点ではないかと存じております。

○山本経勝君 もう一点伺つておきたいのですが、これはいわゆる行き過ぎたあるいは不当な取り扱いが行われている実情が、具体的な事例としてあげれば、たとえば従業員に対して損害賠償といひますか、危険負担を無理にさしている、こういうような事例あるいは臨時に雇われた従業員の給与をその他の従業員に負担をさせるというやうなやり方、これは明らかに不都合であり違法であると思ひつてゐる。で、これは誤りであるかどうかというところは、次回にこの委員会に基準局長の出席を願つて十分掘り下げたいと思ひますが、とにかく現在旅館の営業に関する認可は厚生省の出先である保健所ですか、保健所がやつてゐる。ですから、厚生省は要するに認可権を持つてゐると思ひ、行き過ぎた不都合な旅館の経営者に対しては、認可の取消し等強硬にやる用意があるのかどうか。もし次官のようなお考えや表現から私が考えるというところは、これはむしろ旅館業者は契約に基いてやつてゐるのであるからいたし方ないと言われるかもしれないが、私は部長に伺つておくと、少くも認可をし、認可を取り消す権限を持つてゐる厚生省ですか、その行き過ぎた不都合があるというところを認めるならば、その旅館の営業認可は取り消すと言われるのか、そこまでやらなければならないと思ひます。性というところは改善されないと思ひます。そこら辺の決意のほどを一つ明らかにしておいていただきたい。

○政府委員(尾村信久君) 旅館業法の認可の問題につきまして、今のようない従業員を取り扱ふの事例によつて、旅館業法の認可を取り消すかという点でございしますが、これは現在までのところ、定められた衛生基準と規模、構造その他でございしますが、この問題がそろつてない場合というものが、昨年以前の認可条件並びに認可取り消しの条件だった。それに昨年から売春関係の風紀事犯というものが加わりまして、これに違反がありまして取り消しということになっております。今のところこの従業員の待遇その他、実際には旅館業としては不適当なことでありまして、今の旅館業法の認可の条件あるいは取り消し条件には、かようなものが入つておりません。これは別個に労働基準法違反としての事犯ということになっておまして、実際にはやることが、今のところできぬやうになっておまして、実際問題といひましたら、そういうことをもしやるとすればこれらの営業に關して営業の許可を取り消し等にこのやうな事項も入れまして法の改正をしなければいかぬわけにございしますので、今の旅館業法の認可に關しまして直ちにこのやうなことがあつたらやるとかやらぬとかいうことになりまして、現在のところは不可能になっております。あくまで行政指導、このやうなことでございまして、他の法の発動をお願いしてそちらのいろいろな事犯としての処罰等を求める、このやうなことになっております。

○山本経勝君 もう一点伺つてお願ひしておきたいのですが、私は旅館業法の全部を今はつきり記憶しませんが、今言われる衛生環境並びに風俗営業取締りの点から、いわゆる営業の禁止なりあるいは認可の取り消しなり、このやうなことはあり得ると言われた。そういうことはその他の法律に違反してもそれはよろしいというところではないのでしょうか。たとえば基準法違反という厳然たる事実があるというところになって、そのことが基準局の決定になって送検をするという事態が発生をすれば、私はやはり当然認可の、営業の停止を命ずるというところがあるのではなからうか、あらなければならぬという気がしますが、そこら辺はどうですか。

○政府委員(尾村信久君) ただいまのこの旅館業法でさういふふうになつておられません。明らかに取り消し得るのはこれこれの法に違反した場合といふことがはつきりしておまして、労働基準法の違反その他この旅館業法に明記してないものは営業取り消し、停止の原因にはできないのであります。

○山本経勝君 そろそろつとつと基準法には違反してもよろしいということになりますか。

○政府委員(尾村信久君) これはまあよろしいという積極的な意味ではなくして、これはいろいろなものに、あるものは取り消しということになります。と、ほかには触れないということではないわけではなくして、やはり国法でございまして違反は、同じ法律でございまして違反しやいけません。それを直ちに旅館業法という、営業に結び付けておらぬ、このやうなことでございします。

○山本経勝君 そろそろ今度のこの改正案の中にさういふ事項を盛り込んでいくお考え方はないのですか。

○政府委員(尾村信久君) ただいまのお話、他の法で処罰はされるのでございしますからその営業者等は、まあその結果営業にまで、どの程度、つぶれるかどうかといふのは、これはまた具体的にいろいろなことが起りますが、あつたところの改訂に直ちに労働基準法なりその他のいろいろな法令違反をこの旅館業法につぎまして積極的に停止あるいは一時停止等のことに改正をお願いするといふことは現在のところ実は考えておらぬわけにございします。

○山本経勝君 これは委員長にお願ひをしておきたいのですが、私本日の質問はこの程度に打ち切りますが、次回に基準局を呼んでいただきたいことをお願いをして私の質問を終ります。

○委員長(阿具根登君) はい、わかりました。

○藤田藤太郎君 ちょっと関連して。今の山本委員の発言の延長に思ふのですけれども、この前の旅館業法、環境衛生法の関係のときに、環境衛生の立場の問題は論議されました。しかし従業員の生活の問題または健康の問題については厚生省は実際に努力をする、さういふ工合にするとおっしゃつてから相当たつと思ひますが、今の意見の取りかわしを聞いておりますと、どうもそれだけ努力されたか。最低賃金法が出てきたり、具体的にさういふ衛生に非常に密接な関係のある従業員の生活環境、健康環境ですね。さういふものを全部自費でやらなければならぬという格好なんです。それから、さういふものに対して法律に、条文にないから関係がない、このおっしゃるわけですが、さういふことがよくおわかりであれば、この前ここで高野委員も私も述べたところの法改正をやりたいという意向が前回のほとんどの人の気持であつたと思ひます。ところが何か聞いてみると積極的なその問題について厚生省がおやりになつていないように思ひます。だからさういふことをやつたかというこ

とだけ聞かせてほしい。要するにその従業員の不安定なやつを安定化していく。生活それから健康の保持に対する健康保険ですか、または国民健康保険に地域的に入っているところがありますけれども、主としてやはり健康保険、今度は任意加入の五人以下というのがありますから、そういうこととの関係でどういう工合に努力されたか。それだけ関連して承わっておきたい。

○政府委員(尾村傳久君) 待遇の方ににつきましては先ほど申し上げましたが、今度の営業者の団体である同業組合、これは最初から設立準備委員会等ができて、いろいろ今後の行き方について相談を受けております。これには今の従業員の待遇問題を組合のいろいろなかめ方として漸次向上さすようにもっていくというところについて、これは十分指示を与えております。それから保険の方につきましてはこれは保険局の健康保険法とか、あるいは国民健康保険法との関連であります。これにつきましては極力われわれの方としてはこういうサービス業、これだけと限らないのでござい

ますが、類似のサービス業がたくさんありますが、これらの従業員の保険制度による恩恵の獲得につきましては、できるだけ拡大と申しますか、より多くが入るような、これは保険当局とも十分話し合っておるのでございますが、何分先ほど言いましたような基礎条件が一番根本で、何とかならぬかということでございますので、われわれとしてはしばしばこの同業組合ができた場合に従業員をも網羅した特別国民健康保険、これの方を何とかもっていったらいいのじゃないかということ具体的

に相談しまして、この方は非常に可能性が多いというよりな見解を得ておりますが、一般の地域の国民健康保険でございまして、これは今でも入れるわけでございますが、これは必ずしも旅館のある立地条件等からうまいいておらぬところも相当ございまして、うまくいっているところもございまして。これは地域が非常に確実な国民健康保険組合が成立しているところもある。さようなことでございまして、具体的にこれだけを新たに制度を変えたとか、あるいはこういう基準を設定したとかあるようなことは、今までのところ実際にまだないのでございまして。今のような制度の中でできるだけ研究して拾い上げる、及ぼす、かような点に努力しておるわけでございまして。

○藤田藤太郎君 その第一段の問題ですね。今度の環境衛生法によって組合をお作りになって指導をして、それを要望したとおっしゃいますけれども、組合設立の条件になぜ、この委員会の要望というものを組合設立の条件になぜお加えにならなかったのですか。従業員の生活の問題、今の不安定なやつを安定化していきうということ、業者の組合設立に指導されたわけでしょう。それでなぜそれを条件にお加えにならなかったのですか。

○政府委員(尾村傳久君) 実際にあの条件といたしまして、定款に盛り込ますわけでございますが、この定款でわれわれの方で流しましたのは大体環境衛生法に盛っております事項を実際のところは初めてございまして、並べた。こういうことになっておりまして、これによりまして全員の設立総会を通過さす、早く設立さすということ

で、大体定款例を右へならえしてあの事項、九事項であります。それをやりました。この中に共済事業がありまして。それからもう一つの事項としては営業の改善についての指導、あるいは共同施設という点は、これははいずれも必ず設けさせておきますが、これの実際的な具体的な今度の組合の活動になりますと、細則なり規程なりあるいは事業計画なりがきまつてくるわけでございます。いずれもこの八つないしその他という九つの中でやることになっておりますので、これからこれが具体化してくる、こう存しておきます。当初は定款例、定款の大幅なことでこれを通過したわけでございます。そので、細部は盛つてないわけでありま

す。○藤田藤太郎君 それでは、結局具体的に、あれだけ委員会全員と言っていいほどの希望意見というものが、具体的に厚生行政の中には生かされてないというふうに私は感じますが、これは意見になるわけですから、これは山本委員の委員長に要請されたそのときに私はまた問題かと思つておきます。私はやはり厚生省が、午前中といわず午後といわず、どうもこういう積極性が最近行政にないような気がするもので、非常に残念だと私は思います。きょうはこれでやめまされども、一つ改めていただきたいことを希望しておきます。

○山下義信君 私は二、三の質疑があるのですが、時間も時間ですから、大体次回にさしていただくつもりですが、一つだけ承わっておきます。従来ありました勸令九号について処罰を受けました者は、営業の取り消しあるいは

は停止になっておりますが、処分を今回は寛宥防止法の罰則をこへお入れになったのです。勸令九号の關係事項はこれは経過規定でやはり本法の処分適用を統いて受けるのです。ひつかかっております者は受けるのです。それで、勸令九号で、従来といひますかね、具体的にいましたらばできるだけ最近のものが、できれば昭和三十三年、なければ昭和三十一年、昭和三十年ですね、最近の勸令九号の違反といひますか、検査件数ですね、それがどのくらいあるかということ承わりたいのです。それで九号の一条の違反件数が幾ら、二条の違反件数が幾らあったかという過去の事情ですね。しかもその違反件数の中で、起訴された者、処分された者という状況、ことに本法と關係のありますのは、その中に旅館業者あるいは従業員というものが九号に触れて処罰されたのです。なおあるいは起訴中のものという、実際の現行法がどういうふうな適用されておるかということ、またそれに関連してその旅館業法の行政処分をしたところがあるかどうか、あればどういふうな処分をしたことがあるかというところ、それを一つわかつておりましたらば御説明願いたいし、またそういう資料がありましたらば御配付願いたいと思つておりますが、大事なことで

す。○政府委員(尾村傳久君) 全部のものにつきましては、これはわれわれの方で使ひませんで、警察庁の方でくわしくこの事犯の報告を当然徴しております。作成しておりますが、今われわれの方でこの旅館業關係で、これは今度法律改正さへお願いしておること

で、停止になつておりますが、処分を今回は寛宥防止法の罰則をこへお入れになったのです。勸令九号の關係事項はこれは経過規定でやはり本法の処分適用を統いて受けるのです。ひつかかっております者は受けるのです。それで、勸令九号で、従来といひますかね、具体的にいましたらばできるだけ最近のものが、できれば昭和三十三年、なければ昭和三十一年、昭和三十年ですね、最近の勸令九号の違反といひますか、検査件数ですね、それがどのくらいあるかということ承わりたいのです。それで九号の一条の違反件数が幾ら、二条の違反件数が幾らあったかという過去の事情ですね。しかもその違反件数の中で、起訴された者、処分された者という状況、ことに本法と關係のありますのは、その中に旅館業者あるいは従業員というものが九号に触れて処罰されたのです。なおあるいは起訴中のものという、実際の現行法がどういうふうな適用されておるかということ、またそれに関連してその旅館業法の行政処分をしたところがあるかどうか、あればどういふうな処分をしたことがあるかというところ、それを一つわかつておりましたらば御説明願いたいし、またそういう資料がありましたらば御配付願いたいと思つておりますが、大事なことで

ございまして、われわれも当然知つておらなければならぬという部分で、三十二年における勸令九号の一条、二条の違反で、いわゆる送致されたもの、検査されまして送致されたものと、この数が現在判明しておりますが、これは御参考までに、一部になります。恐縮でございますが、わかつておるものがそれだけございまして、申し上げますと、三十二年中すなわち一月から十二月までの間に勸令九号の第一條すなわち困窮者の方ですが、この違反がホテル、旅館、簡易宿所、下宿の四業、すなわち旅館業全体を通じて違反案件が二十一件でございます。それから勸令九号の二条これら違反、すなわち契約者の方でございますが、この方が二百六十九件、かような件数になつております。このうち実際にどういふことが起つて、今度警察庁からの通報によりまして、新しい昨年改正いたしました勸令九号に基

き今度旅館業法の取り消し停止の問題でございますが、これが発動いたしましたのは五月に成立いたしました六月からでございますが、政令その他省令、通牒が相当慎重にやりましたために二、三カ月おくれれておりますので、実際にはそのときからできるわけでござい

ますが、実際にこれが警察庁と通報關係等の打合せができたのがおくれれておりますが、それにいたしまして、五カ月はこの問題について起るわけであります。現在までにどういふことでキャッチいたしてすでに報告を徴しましてわかつておりますのが、群馬県でやはりこの勸令九号違反で三十日の営業停止をした。それから福井県で三十日。なおこれには途中で当人の公開聴聞会を経ない

と最後決定ができぬようになっておりますので、その聴聞の準備中のものが茨城県で三件、それからこれは違反があつて県の方からの通知でございますが、近くこれらの運びになる見込みであるというのが、これははつきり件数はわからぬのでありますが数件石川県である。こういうことがわれわれの方に報告を必らず出すようにと言つておるところで、すでに参つた事例でございます。その他につきましても、これが進行いたしますと必ずこちらに情報を入れるようにという形になっております。

次に、なお先ほどの御要求の残りの部面につきましては、警察庁の方に依頼をいたしまして、こちらから間接にこちらの委員会に御配付申し上げる部面と、それから厚生省を通じて警察庁で直接出すべきものと何か二種類あるような折衝をいたしたのでございますが、ございますので、いずれにいたしましても出し方は両方から出るかも知れませんが、こちらに残りの部分ではできるだけ出るようにいたしたいと思つております。

○山下義信君 ただいまの資料は一つプリントにして委員会に御配付願いたしたいと思います。

なお、営業停止処分をしましたような事例は、その事件の概要を数行に要約していただいて、そういうふうな資料として出してもらいたいと思ひます。

○委員長(阿具根登君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十九分散会

二月二十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十二日)

第五号中正誤

ペジ段 行 誤 正
六 一 二 働省 労働省
六 四 一 二 婦人労働省 婦人労働者

第六号中正誤

ペジ段 行 誤 正
一 二 五 詳して 詳しく
七 三 二 事業の 事業に

第七号中正誤

ペジ段 行 誤 正
三 二 終りから 外務大臣は 外務大臣に

第八号中正誤

ペジ段 行 誤 正
一 三 元 三十三年度に 三十三年度

三 三 終りから 五 五 させるため させるため

四 二 八 学識経験 学識経験者

五 二 九 平均一名、 平均二名、

昭和三十三年三月十八日印刷

昭和三十三年三月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局